

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

(9 月 28 日)
(第 4 号)

平成24年第2回

三重県議会定例会会議録

第4号

○平成24年9月28日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成24年9月28日（金）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男

12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野
18	番	中村	欣一郎
19	番	小野	欽市
20	番	村林	聡
21	番	小林	正人
22	番	奥野	英介
23	番	中川	康洋
24	番	今井	智広
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
27	番	辻	三千宣
28	番	笹井	健司
29	番	稲垣	昭義
30	番	北川	裕之
31	番	舘	直人
32	番	服部	富男
33	番	津田	健児
34	番	中嶋	年規
35	番	竹上	真人
36	番	青木	謙順
37	番	中森	文博
38	番	前野	和美
39	番	水谷	隆

40	番	日 沖	正 信
41	番	前 田	剛 志
43	番	舟 橋	裕 幸
44	番	三 谷	哲 央
45	番	中 村	進 一
46	番	岩 田	隆 嘉
47	番	貝 増	吉 郎
48	番	山 本	勝
49	番	永 田	正 巳
50	番	山 本	教 和
51	番	西 場	信 行
52	番	中 川	正 美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏 一
書 記 (事務局次長)	神 戸	保 幸
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	野 口	幸 彦
書 記 (議事課副課長)	山 本	秀 典
書 記 (議事課主幹)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	藤 堂	恵 生

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木	英 敬
副 知 事	石 垣	英 一
副 知 事	植 田	隆
危機管理統括監	渡 邊	信一郎

防災対策部長	稲垣 司
戦略企画部長	山口 和夫
総務部長	稲垣 清文
健康福祉部長	北岡 寛之
環境生活部長	竹内 望
地域連携部長	藤本 和弘
農林水産部長	梶田 郁郎
雇用経済部長	山川 進
県土整備部長	土井 英尚
健康福祉部医療対策局長	細野 浩
健康福祉部子ども・家庭局長	鳥井 隆男
環境生活部廃棄物対策局長	岡本 道和
地域連携部スポーツ推進局長	山口 千代己
地域連携部南部地域活性化局長	小林 潔
雇用経済部観光・国際局長	加藤 敦央
企業庁長	東地 隆司
病院事業庁長	大林 清
会計管理者兼出納局長	中川 弘巳
教育委員会委員長	丹保 健一
教育長	真伏 秀樹
公安委員会委員長	田中 彩子
警察本部長	斉藤 実
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員
人事委員会事務局長

岡 喜理夫
速 水 恒 夫

選挙管理委員会委員

落 合 隆

労働委員会事務局長

小 林 正 夫

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。33番 津田健児議員。

〔33番 津田健児議員登壇・拍手〕

○33番（津田健児） 皆さん、おはようございます。

自民みらいの津田健児でございます。これからの1時間、どうぞよろしく
お願いいたします。

今週月曜日、我が自民みらいの水谷隆議員から厳しい御指摘をいただきました。それは、私の発言通告の内容を見て、津田議員、ちょっと手を抜いているの、手を抜いていないかというような御指摘でした。それで、なぜかなと思ったら、もういつも津田議員が言っていること、思っていること、そのままじゃないのということだったんですね。

やっぱり皆さんは発言をされるときに現地に行って調べてきたり、資料を集めたり、いろいろと一つ一つを積み重ねて質問をつくっていくわけだと思えますけれども、私の場合は、日ごろから思っていることをそのまま、前回もそうでしたけれども、御質問させていただきたいなというふうに思ってい

ます。

何年か前、私は、愛知県の鈴木政二さんという参議院議員の秘書を2年ちょっとさせていただきました。そのときに、あるきっかけで元文部科学省の職員とおつき合いをすることになりまして、その友人がまた現役の文部科学省の職員を呼んで一つのグループができました。大体、集まると、私はお酒は飲めませんが、集まって食事をすると教育の話ばかりするんですね。教育の話しかしないのでちょっと異様な雰囲気なんですけれども、多分我が会派でその議論に参加できるのは教育勅語を訴えた栗野議員ぐらいじゃないかなというふうに思っておりますけれども、本当に、私を含めて皆さん、教育、人づくりが大好きな人間の集まりでございます。

その中で、私の友人が、この前食事をしましたらこんなことをおっしゃっておられました。今の政治家に足りないこと、それは義憤だと言うんですね、義憤だと。私は恥ずかしながら義憤という言葉の意味がわからなかった、知らなかったもんで、友人に義憤って何と聞きましたら、義理の憤慨だということですね。だから、意味を聞きますと、自分には全く関係ないことでも、あるいはややもすると自分にはマイナスになってくるかもしれないけれども、悪いことは悪いと言う、正しくないことは正しくないとはっきりと言う、行動するというところでございます。

人間誰もややこしいことは避けたいと思いますし、臭い物にはふたを閉めたくなるのは人間のさがだと思えます。政治家だって、自分の発言が今後の政治活動だとか選挙にマイナスになると言いたいことも言わなかったり行動すべきことも遠慮する。それは私だってたびたびありますけれども、やっぱり県民からいただいた議席ですし、県民から選んでいただいた県会議員の職なので、ずっとやっていると忘れてしまいますけれども、やっぱりその気持ち忘れずにこれからも政治活動を続けていきたいと思えますし、今日の発言通告にも一部ありますけれども、そういう思いで質問をさせていただきたいというふうに思っています。

前置きが長くなりましたけれども、通告に従って御質問をさせていただきます

たいと思っております。

今会議でも何回も取り上げられましたが、昨年10月の滋賀県大津市の中学2年生がいじめを苦に自殺をしたとされる問題は、改めて学校現場や自治体の教育行政を所管する教育委員会のあり方に再考を迫っているように思います。

男子生徒の両親は、加害者とされる同級生の親と市を相手取って損害賠償請求を大津地裁に提訴いたしました。依然として全容がはっきりしなかったり学校ぐるみで隠そうとする報道を見ると、教育委員会の隠匿体質が露呈したような印象でした。

私は、このようないじめの報道を見ていつも思うことを率直に質問させていただきたいと思っております。

1点目は、親の責任とは何なのか。私は、親を責めるということではなくて、子どもの教育に対する親としての責任について余り語られていないことが不思議に思えてなりません。

子どもを亡くした親の心中を考えると、触れにくい気持ちは理解できます。しかしながら、旧安倍政権の時代に成立し、新しく加えられた教育基本法の条文の中には、当たり前のことを当たり前に書いた条文ですけれども、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあります。同時に、第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とあります。

あくまでも、子どもの教育に対する一番の責任者は親でなければなりません。親には、子どもをいじめられっ子にさせない責任、子どもをいじめっ子にさせない責任、子どもがたとえいじめられても大切な命を自ら絶つことを選択しない心の強い子に育てる責任があると思います。

私はいじめられる側にも責任があるんじゃないのという話をよく耳にしますが、それは全くの間違いで100%いじめる側が悪いと思いますが、だからといって自らの命を絶つことはあってはならないことであり、何よりもして

はならないことだと思えます。

今年6月、お父さんになられた知事をお願いをいたします。親としての責任についての御所見と、また、子どもたちに、共同アピールと重なる部分もあろうかと思いますが、三重の教育行政を預かる知事から強く温かいメッセージを再度子どもたちに送っていただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 保護者の責任に関する所見と、それから、子どもたちへのメッセージということではありますが、まず、保護者の責任についての所見であります。

先ほど議員が引用していただきましたように、教育基本法でしっかりと第一義的責任というのが保護者について規定されていますように、保護者は子どもに対して生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図られるよう努力しなければならない、そう考えております。したがって、保護者は子どもの教育に対する責任をしっかりと自覚して、子どもの健やかな成長のために愛情を持って育てなければならぬと考えております。

いじめの発見の第1通報者で一番多いのは、実は保護者であります。いじめの問題につきましても、保護者は日ごろの家庭での子どもとの会話の中でいじめは絶対に許されないことを伝えるとともに、子どもの話をよく聞き、困ったときには心を開いて何でも相談できる親子関係を日ごろから築く努力をすることが大切であると考えております。

かけがえのない子どもたちがいじめの加害者にも被害者にもならないように、しかし、保護者だけで抱え込んでしまって解決が遅れてはいけませんので、学校や地域が連携してそれぞれの役割と責任を果たしていく、関係者の力を総動員していくということが極めて大切であると考えております。

続いては、子どもたちに向けてということでもありますけれども、言うまでもなく、子どもたち一人ひとりの命はかけがえのないものであり、いじめに

よって子どもたちの命が脅かされるようなことがあっては決してなりません。そのため、7月20日に私と教育委員会委員長との連名で、かけがえのない命！いじめを絶対に許さない緊急アピールを行い、子どもたちにかかわる大人一人ひとりが子どもたちを守り抜くと宣言したところであります。

いじめは絶対に許されないことであり、いじめをはやし立てたり傍観していることもまた許されないことであると考えます。

私は、これからの社会を生きる子どもたちに、自立心を持ちながらも思いやりや個性を互いに認め合う気持ちを持って、仲間とともに生きる力を身につけ、いじめを許さない大人になってほしいと願っています。軽い遊びやふざけだと思ってやっていることや、見て見ぬふりをしていることが相手の心を傷つけ、苦しめているということに気づいてほしい、気づくことができる人間になってほしいと思います。

子どもたちの周りにいる大人は、子どもたちをいじめから守りたい、子どもの声を聞き、受けとめたいと思っています。困ったときは、決して自分の中にとどめて悩むことなく、安心して大人に相談する勇気を持ってほしいということを改めて子どもたちに伝えたいと思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。

私も小学3年生の子どもを持つ親ですし、知事もパパになりました。なかなか忙しくて、まだ言葉は出ないと思いますけれども、忙しさにかまけて話を、私も言うのは言うんですけども実践できない部分がありますので、そういう強い、心の強い優しい子に育ててもらえればなというふうに思っています。どうもありがとうございました。

それでは、次の質問に入ります。

前回の一般質問にも取り上げさせていただきましたが、知事は三重県の教育に対する最も大きな責任を有していますが、学校の運営の管理監督にかかわる多くの権限を、政治的中立性に配慮して教育委員会が担っています。この責任の所在の不明瞭なところが現在の教育行政の混乱を招いているように

思えてなりません。

どんな組織であっても当てはまることだと思いますが、権限を持つところと責任を持つところが同一でないといい教育はできません。今回の大津市のケースでも、いじめの対策を主に担っていたのが教育委員会でありながら、損害賠償は学校や教育委員会ではなくて市でございます。

知事は昨年、教育、人づくりにかかわる知事のリーダーシップについてこう述べられています。知事は、教育委員の任命、教育に関する予算案、条例案の作成など、教育に関しても重要な権限を有しており、教育行政の成果は首長の果たすリーダーシップに帰するところは大きく、その意味では、首長は地方公共団体の統括者として教育行政についても重要な責任を担っている。こうしたことから、知事としてのリーダーシップをしっかりと発揮し、また、教育委員会とも日常的な意見交換会や議論等を通じて教育に対する思いを伝えていきたいと述べられています。

ぜひそのままの強い思いで三重の教育づくりに全力を注いでいただきたいと思いますが、残念ながら、三重県の市町の首長の中には知事のような思いを共有できない方もいらっしゃいます。ですので、ぜひ知事の口から全国知事会等で現在の教育委員会制度の問題について強く提言をしていただきたいと思いますし、また、このたび自民党の総裁になりました安倍総裁も同じような考え方を持っておられますので、よろしくお願いします。また、議長におかれましては、全国議長会等々でこの教育委員会制度についての問題点の提案をぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

また、これも前回の質問に触れましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び24条において教育委員会と首長の職務権限の分担を規定している一方で、第25条においては、教育委員会及び地方公共団体の長は、事務の管理執行に当たっては、条例、規則等に基づかなければならない旨を定めています。それはすなわち、政治が条例制定を通じて教育行政に関与し、民意を反映することは、禁じられているどころか法律上も想定されています。私はぜひ三重の教育基本条例をつくっていただきたいと心から要望いたしま

すが、前回の知事の答弁ではしっかりと検討していくということでございますけれども、1年たった今のお考えをお聞きしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） まず、教育委員会制度の見直しについて、知事会等を通じて国に働きかけてはどうかということでもありますけれども、現在の教育委員会制度につきましては、導入から半世紀以上が経過し、その意義や果たすべき役割について改めて議論が必要ではないかとの指摘がなされています。

こうした議論の中で、教育委員会の意思決定は事務局案の追認にすぎず形骸化している、あるいは適時迅速な意思決定ができていない、あるいは住民との接点が少なく、住民の意向を十分反映していないのではないかといった問題点が指摘され、現在の必置規制を見直し、設置することを選択制にすべきではないかといった意見があります。

全国知事会では、教育委員会のあり方については、地域住民の意思の的確な反映や教育行政における責任の明確化などの課題を踏まえ、必置規制を見直し選択制とする方向性を検討するべきと政府に提言したところであります。

このような教育委員会制度のあり方、首長との権限配分のあり方について議論していくことの重要性については私も十分認識をしておりますし、その必要性も十分認識しているところであります。一方、現在の私の立場から言えば、その議論に多くの時間を自らが費やすというよりは、目の前の子どもたちのために、課題山積の状況でそのために何ができるかということを優先したいと考えております。

そのため、まずは現在の制度の中でもできることを徹底的に行っていくべきではないかと考えております。例えば、首長部局と教育委員会との政策協議、住民との意見交換による民意の反映、教育委員会内での議論の活性化を進めていくことが大切であると考えております。

続いて、議員の前回の御質問のときの、私のこの考えを反映させる仕組みとして、条例、規則などで規定するか、計画等に位置づけるかということについて、私が検討すると答弁したことについての今の考えでありますけれども

も、教育は県政の最優先課題の一つであり、知事としてのリーダーシップをしっかりと発揮し、教育委員会との議論を通じて私の思いを伝え、取組の方向性を明確に示し共有していくことが必要であると考えております。

それは、前回、まさに議員が地方自治法第138条の3第2項を引いていただいて、執行機関というのは普通地方公共団体の長の所轄のもとに執行機関相互の連絡を図り、全て一体として行政機能を発揮するようにしなければならないと御指摘いただいた、まさにその趣旨であると考えております。

今年度は、県民の皆さんと力を合わせて幸福実感日本一の三重をつくっていくため、議会でも議決をいただいて、みえ県民力ビジョン・行動計画をスタートさせたところであり、その中で教育についても、先ほど申し上げた観点から学力の向上に向けた取組を新しい豊かさ協創プロジェクトとして位置づけ、4年間で重点的に取り組んでいきたいと考え、取組の方向性や到達目標を示しているところであります。

また、教育委員会とは政策協議や経営方針の策定過程における議論、あるいは教育委員との意見交換の場を通じ、私の教育に対する思いをしっかりと伝えるとともに、現時点では教育委員会とも話し合いができていていると思っております。

その意味では、今も変わらないのかということ、そして、その手法ということについては、思いは変わりませんし、今は条例、規則ということではなく計画という形で、みえ県民力ビジョン・行動計画という形でしっかり進めていくという手法をとったところであります。

その結果、一部でありますけれども、まず、例えば今年度の全国学力・学習状況調査、これは100%の参加を目指していこうとやっている中で、市町教育委員会の理解のもとに99.3%の公立小中学校で実施したこと、あるいは地域に開かれた学校にしていこうということを言っている中で、教育OB等の地域人材を活用した学習支援活動の実施校が、平成23年度75校から、今年度、倍増して149校になったこと、あるいは防災教育に力を入れていきたいと私が申し上げたところ、学校や子どもたちの意見を反映し、防災担当部局

等と協力しながら防災ノートを作成し、多くの学校で活用されていること、また、後ほど議論があるのかもしれませんが、道徳教育の重要性などの話をしている中で、三重県心のノートの作成に向けた取組が始まったことなどの成果が、少しではありますけれどもあらわれているところであります。

こうしたことから、教育に対する私の考え方については、条例で、現時点のところ、役割や権限を規定するという手法ではなく、先ほど申し上げたみえ県民カビジョン・行動計画、この計画に基づいた取組をしっかりとやっていくということで行ってまいりたいと考えております。

[33番 津田健児議員登壇]

○33番（津田健児） ありがとうございます。

法律を変えることも条例をつくっていくことも非常に難しいことは重々承知をしています。あえて言いました。

最近、四日市市議会を見ていましたら、四日市市長は結構、あの方も教育について語られるほうなんですけれども、教育に介入するなという議員もかなりおられるんですね。ああいう議論を聞いていると、三重県知事が鈴木知事の間は、自分が教育、人づくりを訴えて、その信任を受けて知事になったんだと、自分がリーダーとして頑張っていくんだと、その姿勢でいけると思うんですけれども、今後、知事はどこに行かれるかわかりませんので、その後のことを考えると、やっぱりしっかりと知事が残してきた、知事が、首長がリーダーとして教育を引っ張っていくんだという足跡をしっかりとつけていっていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に入ります。

いじめがいかにかひきょうなことであるかをどこで伝えていくのかということと考えたときに、いろんな場面があってもいいと思いますが、学校の授業の中でということであれば、やはり道徳の授業であると思います。

では、三重県の道徳の授業の問題点についてお話をいたします。

学校教育法施行規則や学習指導要領では、特例を除いて、小学1年生は34時間、小学2年生から中学3年生までは35時間を道徳の授業に充てなければ

ならないと定めています。以前は道徳の時間に英語や数学を教えていた学校はたくさんありましたけれども、現在はそういうことを聞くことが少なくなりました。

道徳の時間の内容は、教育基本法に沿ってつくられた学習指導要領に基づいて各学校が年間指導計画を作成し、教育委員会に承認を受ける、あるいは報告するといったシステムですが、問題は2点、一つは年間指導計画が法律や学習指導要領に沿った形でつくられていないということ、もう一つは年間指導計画どおりに教育が行われていないことであります。

では、まず、後者の問題点、年間指導計画どおりに道徳の授業が行われているかでございます。じゃ、ちょっとボードを、初めてのボードでちょっと緊張しますが。(パネルを示す)萩原議員がよく使っておられましたけれども、これ、見えますか。これは四日市市のある中学校の年間指導計画です。右側に資料というところがありますが、心のノートをこの年間計画でいうとかなり使っていますということでした。

そこで、今年の1月18日、自民党の会派で四日市市にある中学校と小学校の道徳の授業を拝見させていただきました。理由は、去年の私や永田議員の一般質問の教育長の答弁にこうあったんですが、心のノートの使用状況を確認しました。そしたら、教育長が、心のノートの使用状況は、小学校は100%、中学校は99.4%、完璧だという答弁をしていただきましたので、ぜひその完璧な使用状況を拝見させていただきたいということで、永田議員をはじめ、多くの議員の方に見ていただきましたが、実態は全く違うものであります。

まず、先生が授業を始めますということをした後に、先生がこう言ったんですね。今朝配った教科書を出しなさいと。今朝配ったって、4月に配ったのに、なぜ今配ったのかなというふうに思ったんです。その疑問は授業中だったのでぶつけられなかったんですけれども、その後の校長と教育委員会との意見交換会でその疑問を投げかけましたら、こういうふうに答えが返ってきたんですね。4月、生徒全員に配って名前を書かせて回収しますという

ことです。さらに、心のノートは非常に貴重な教材なので学校が管理しますということだったんです。

我々の普通の感覚は、教材は生徒が一年中持ち続けているものであって、アンダーラインを引いたり気づいたことを記入するのが教材ですが、しかも生徒に名前を書かせて学校が回収して使用状況100%であれば、これはやはり県民が見てもおかしいなと思いますし、私や永田議員から見れば、これは議会軽視も甚だしいと私は思っておりました。

さらに、訪問した学校に限らず、他の学校でも同じような心のノートの学校管理が行われているようです。理由は、先ほど言いましたように、大変貴重な教材だから、生徒がよく忘れるから等、よくわからない理屈です。

さらに問題なのは、もう一度年間指導計画を見ていただきたいのが、（パネルを示す）年間35時間のうち、かなりのウエートで心のノートを使っているということでございますけれども、いろんな保護者から子どもに聞いてみたら、大体子どもは心のノートを使った記憶はないというふうに言っておられます。

この教科書の裏に名前を書かせて回収すること、また、年間指導計画どおりに心のノートが使用されていないことについて、教育委員会のお考えをお聞かせください。

次に、道徳の年間指導計画が学習指導要領に沿った形で作成されていないことについて質問します。

例えば、先日栗野議員が国歌の斉唱について質問されました。答弁では学習指導要領に沿ってきちっと指導されていると言われましたが、音楽の授業で国歌を練習することも大事ですけれども、子どもたちに郷土や国を愛する心を持つということを伝えていくことはもっと大事なことであります。

前回の私の一般質問で、道徳の時間の中に意図的に愛国心を年間指導計画に入れていないのは学習指導要領違反であるという指摘に対して教育長から、十分内容を調査し、必要な対応をとりますとの答弁がありました。その対応を教えていただきたいと思います。

くどいぐらいでございますが、やっとの思いでつくられた安倍政権肝いりの教育基本法や学習指導要領であっても、法律が生徒、児童を教えることはできません。きちんと年間指導計画に入れて、計画的に組織的に進めていただきたいと思います。

一般質問が始まる前に、小野議員がこれも言ってくれということでありませぬけれども、やっぱり優秀な先生と新人の先生の力量の違いはあると思うんです。でも、統一された教科書、教材を使って、組織的に統一的に行っていくことが大事だということを言わせていただきたいと思います。

次に、今年度作成中の、先ほど知事の答弁にもありましたように、心のノートと三重の文化をもとにした教材についてお伺いします。

今年度、教育委員会は道徳教育の一層の充実を図るため、三重県版の道徳の教科書をつくっていただく予定です。前回の知事答弁でも、学校や先生によって使われる教材がばらばらなので、しっかりと全体として共通なものをつくっていくことも重要なことだとの答弁もあり、ぜひ新しく作成している教科書を全体の道徳の教科書として市町の教育委員会と調整していただきたいと思います。また、現場の先生からも、ウェブサイトからプリントアウトして生徒分の枚数をコピーするのは非常に手間がかかることなので、冊子で全生徒、児童に配付していただきたいとの要望が多数あるようです。

私は心のノートをしっかりと使っていただきたいと思いますが、それより大事なことは、繰り返しになりますけれども、道徳の時間が学校任せ、先生任せになることによって、先生、学校、地域によってばらばらの道徳教育にならないことだと思います。多少特徴があってもいいと思いますが、教育基本法や学習指導要領には、子どもたちが社会人になるために身につけるべき最低限の内容が書かれています。心のノートの位置づけが今後どのようになっていくか心配ではございますが、国政の動向にかかわらず、三重の道徳教育については他の教科書と同様に統一された教科書を使用すべきだと思いますが、どう思われますか。よろしくお願ひします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 道徳教育について3点お尋ねかと思しますので、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、一つ目は、心のノートの実際の使用状況と申しますか、その点、それから、私どもが今年新しくつくろうといたしております三重県心のノートについてお答えを申し上げたいと思います。

心のノートは、学習指導要領に示された児童・生徒が身につける道徳の内容をわかりやすくあらわし、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された教材でございます。道徳の時間に使用される教材としたしましては、この心のノートのほかにも、例えば、児童・生徒の発達段階に応じていろんなものが利用されておりますので、実際には読み物資料でございますとか、新聞とか、映像ソフト、そうしたものが多様に活用されている状況でございます。

まず、心のノートの活用状況につきまして、先ほど議員からも御指摘がありましたように、平成20年度の調査では、小学校では100%、それと、中学校で99.4%ということございました。その後、私どもも平成23年度の活用状況を改めて調査させていただいたところでございますけれども、心のノートの生徒の配付等にかえて、実際はウェブ上での掲載というふうになったという部分の影響もあったのかと思っておりますけれども、小学校で93.9%、中学校では86.7%という状況でございます。

心のノートの使用形態につきましては、各学校によって、児童・生徒が一人ひとりの持ち物とする場合のほか、冊数等の制限等もございますので、学校備えつけとして活用することもあったというふうに承知をいたしておるところでございます。

備えつけとしている学校の中には、道徳の時間のほか、各教科、それから、朝の会とか帰りの会等、いろんな場面で活用したいということもあって、必要に応じて家庭に持ち帰るような形での工夫もしておったというふうに聞いておるところでございます。

それと、年間指導計画に沿った指導でございますけれども、道徳の時間に

おけます年間指導計画につきましては年度当初に作成されるということもあり、途中でいろんな行事が入ってきたり、それから、児童・生徒の発達段階でございますとか学校の事情等によりまして変更される場合もあるというふうに聞いておりますので、年間指導計画に沿った形での適切な指導がされるようにこれからも指導はしていきたいと思っております。

それと、心のノートについては先ほど申し上げたように道德の効果的な教材としての活用を図ってきたわけでございますけれども、ウェブ上の取り扱いになったとかいろんなこともございましたので、本県においては郷土教育と道德教育というのをあわせて実施するような形でのことも必要なというふうに判断をいたしまして、身近な郷土の伝統ですとか文化などを活用するというので、私どものほうで三重の文化というのを既に教材としてつくっております。

今回、その三重の文化と心のノートをあわせるような形で新しく、三重県心のノート、仮称でございますけれども、現在作成をしようということで調整をいたしております。

市町の教育委員会の道德の担当者でございますとか学識経験の方にも入っていただいています三重県道德教育推進会議というのがございまして、今現在その中で、どういう内容項目を取り上げるかという部分とか、それから活用する方法などについて検討いたしております。今年度中に小学校の高学年用、それから中学校用を作成して配付をいたしたいと思っておりますし、来年度は小学校の低学年と中学年用を配付するというふうに予定をいたしております。

県教育委員会といたしましては、小・中学校におけます道德教育を進める上で、教育活動全体を通じて今回新しくつくります三重県心のノートの積極的な活用をいただきまして、より内容を充実といいますか、その辺を図っていきたいというふうに思っております。

それと、もう1点、年間指導計画の絡みのことで、特に国を愛する心とか、その辺での実施等でございますけれども、国を愛する心が年間指導計画に含まれているかどうかということで、私どもは調査等をしてきたわけござい

ます。昨年12月から本年2月にかけてでございますけれども、市町教育委員会等を通じまして、各小・中学校における道徳の時間の指導計画の作成状況等について調査をしてまいりました。

まず、調査の内容といたしましては、一つは学校の道徳の年間指導計画が適切なものになっているかどうかという部分、それから、二つ目は、国を愛する心、これは小学校3年生以上でございますけれども、小学校3年生以上についてはそういう国を愛する心を育てる内容について年間指導計画に適切に位置づけられているかというあたりをいろいろ調査してきたわけでございます。

その結果といたしまして、年間指導計画については、全ての公立小・中学校において作成されているというのは確認をいたしております。また、道徳の時間に指導すべき内容でございますけれども、一部取り上げられていない学校がございましたので、そこについては改めてそれも取り上げるようにということで改めて指導させていただきまして、現在、それに基づいて各市町の小・中学校のほうでは実施をいただいているというふうに思っております。

県の教育委員会といたしましては、今後も市町教育委員会と連携をいたしまして、各学校において、学習指導要領に示された道徳の指導内容が年間指導計画に位置づけられるとともに、それに基づいて道徳教育が適切に実施されるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。

ぜひ、教育長には一回、お子さんの同級生に頼んで聞いてみるだとか、お孫さんに聞いていただくとか、表から行ってもらうんじゃなくてちょっといろんところから探っていただきたいなと思うんです。というのは、例えば、先ほど心のノートを配らない理由の中にいろいろありましたけれども、その都度その都度、朝の会で教えたいだとか放課後の会で教えたいだとか、いろ

んな理由があるんだと思うんですけども、ある私の同級生の子どもが心のノートを持っていまして、私が頼みましたのでちょっと使用状況を聞いてみたんですね。全くさらだったもので、子どもに私の同級生が、これ、あんたたち、ちゃんと勉強しているのと聞いたら、子どもが、いや、このノート、1回ぐらいしか使ったことがないもんと言うんですね。そういう状況は多々あると思います。

ですので、市町の教育委員会から上がってくるものを教育長は信じてそのまま私に答弁として言っていただけだと思うんですけども、実情は全くそうでないということをちょっと頭の中に入れていただきたいなと思っています。

それから、道徳の指導要領の中、道徳は、この前教育長が言われたように、道徳の時間を主としていろんな場面で教えていくということなんですね。だから、絶対に道徳の時間に愛国心を教えなければならないということではないんですが、でも、道徳の時間にやっぱり愛国心ということをきちっと入れて教えていくことは非常に大事だと思うんです。

一部というか、四日市市の中学校の年間計画をちょっと見ていただきたいと思うんですけども、私、非常にねちっこいもので、各学校の年間指導計画を全部持ってきたんですね。そうすると、道徳の年間指導計画の中には、愛国心、国を思う心、入っておりません。じゃ、教育長が答弁されたような社会科で教えているんだなと思って、社会科のシラバスを全部持ってきたんですね。そうしたら、社会科で教えますよと言っていたのに、社会科の年間計画にも入っていないんですね。指導要領には愛国心を各学年ごと、地理でも教えないといけない、歴史でも、社会で教えるのであれば、各年間で教えないといけないので、一度取り寄せていただいて、本当に社会科で教えているという報告があったとすれば社会科のシラバスを持ってきていただいて、ちょっと確認されたらどうかなというふうに思います。

前回と比べたら非常に前向きな答弁をいただきましたので、どうもありがとうございました。

ちょっと時間がないもんで、急ぎます。

それでは、地域に開かれた学校づくりでございますけれども、道徳というのは成績の評価にも入れられませんし、また、試験にもありません。どここの高校、大学を受けるので、道徳、何点ですよというものも要りません。だから、自然と先生も道徳に対しての関心も薄れますし、生徒の関心も薄れます。

ですので、この前も言いましたけれども、県はコミュニティースクールを増やすだとか学校関係者評価を増やしていただくかというふうに言っておられますけれども、学校関係者評価、学校の自己評価に基づいて、地域の方やPTAの方がまたそれを評価するシステムでございますけれども、一度その項目の中に道徳というものをに入れていただきたいと思うんですね。

どこの学校でも人権はあるんです。人権教育をきちっとやっていますかと、学校の先生も人権教育について議論をする、また、地域やPTAの方々も人権教育をこの学校はきちっとやっているのかという議論をする場があるんですが、この学校は道徳教育をこういうふうに教えていますとか、どういうふうにやっていますという議論の場が全然ないんですね、成績もないので。だから、学校関係者評価の中にやっぱり道徳という項目をいただいて、地域の方々はその学校の道徳教育に対して議論ができる場をつくっていただきたいということと、もう一つは、ちょっと違いますけれども、学力の問題です。

これは、県の抱える喫緊の、最大というかかなり大きな課題でありますけれども、やっぱり地域の方だとかPTAの方々は、自分の学校が、自分の地域がどれぐらいのレベルに達しているのかということにすごく強い関心を持っています。

やっぱり我々はどうしても、都合の悪い情報だとか言いたくない情報を上げると何を言われるかもわからないということで、なかなか情報を開示したくないというのもわかるんですが、考え方を変えていただいて、悪い情報もいい情報も地域に出して、ともに共通の課題として認識していただいて、一緒になって学校づくりを進めていくということが大事だというふうに思っ

います。

この2点、学力テストの公表、開示については知事と、それから、もう一つは学校関係者評価の中に道徳を入れてくださいということについて教育長にお尋ねします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 全国学力・学習状況調査の結果の公表、開示ということでありすけれども、全国学力・学習状況調査、参加をするということについては、先ほども申し上げましたけれども、全ての小・中学校での取組としていこうとしていたところです。おおむね達成されたところでありすけれども、議員御指摘のように調査結果の活用という部分ではまだまだ十分な状況ではありません。

例えば小学校では、学校全体での教育活動を改善するために活用しているかどうかというのでは、全国平均で活用しているというのが81.2%であるにもかかわらず、三重県では64.2%、保護者や地域の人たちに公表や説明をしているかということについては、全国平均が64.9%であるにもかかわらず、42.7%ということで、まだまだ十分な状況ではありません。

こうした現状を踏まえまして、その情報を公表というか、説明ということについては、調査結果の、例えば市町別に一律に公開するという、そういうところに一足飛びに行く前に、まず、各学校が活用するために県全体としての結果を十分分析し、市町との連携のもとで課題への対応や課題克服のための取組を行えるような基盤づくりをしていくこと、また、市町が分析結果や課題について、先ほど議員から御指摘がありましたように、知りたいと思っている保護者の方々や地域の人たちにしっかり情報共有していくようにしていこうということが先決であるというふうに考えております。

いずれにしても、学力調査全体の機運づくりというんですか、そういうのが大切だなと思っていまして、学力も、成績もよくなってくれば公表することとか実施することへの抵抗感も減ってくるでしょうし、実際に秋田県とか福井県とか、そういう学力の高いところは地域に公表、説明していると

ころのパーセンテージも非常に高いということもあります。また、学力・学習状況調査に取り組むという、その必要性の認識ももっと高まれば活用や公表というのも進んでいくと思いますし、そういうところ、まず第一歩、先決でもっとやらなければならないことが多々あるなというふうに思っています、粘り強い取組をやっていかなければならないなと思っておりますので、議員におかれましてもぜひとも御支援いただければと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 学校関係者評価の項目に道德教育を入れてはという御提案でございます。

既に県立学校のほうでは今年から学校関係者評価を義務化いたしておりますし、それから、多くの公立の小・中学校でも自主的に関係者評価を導入されているというふうに聞いております。

この関係者評価を通しまして、生徒や地域の実態に応じて、各学校の持つ様々な課題ですとか、そういうのを検証しながら改善を行っているというところでございます。

議員が御指摘になりましたように、道德教育については全ての教育活動を通じて行うということでございますので、今の、先ほどの関係者評価と申しますか、その前に学校の教育目標というのがあるわけなんですけれども、そこには、例えば他人とのかかわりとの視点で、挨拶の励行ですとか、正しい言葉遣いを習得すとか、規範意識等、そういうこともきっちりうたっておりますし、それから、また、自然や崇高なものとかかわりという視点では、命を大切にす姿勢とか、そういうことを項目に入れておるわけでございます。

例えば、これは県立学校の例でございますけれども、学校によりまして記述の仕方というのは若干濃淡はあるわけでございますけれども、例えば生徒指導ですとか部活動とか、そういうところでも道德教育の内容に必要なものをしっかりその中にうたい込んでおまして、そういうので評価をいたしておるといふふうに思っております。

こういうことでございますので、道徳教育というような形での一つの項目としては設けておりませんが、現状の関係者評価においても一定のそういう評価項目については評価をし、また、第三者の方の評価もいただいているというふうには考えております。

今年から義務化したわけでございますので、その内容についてはこれからもまたしっかり検証もさせていただきたいなと思っておりますので、そういう取組の中で、道徳教育の評価、それから、地域に開かれた学校づくりという部分をしっかり推進していければというふうに思っております。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 1点お伺いします。

もし開示請求があった場合は、市町の結果を公表しますか。

○知事（鈴木英敬） 過去も、例えば、鳥取県の南部町というんですか、これは情報公開請求に対応して、平成20年度の学校別平均正答率を開示しているという例もありますので、そういう例も勘案しながら総合的に判断するということになると思います。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） 知事をすごくいじめたいところでございますけれども、今日はやめておきます。来年ぐらいでしっかりと時間を置きたいなど。

一言、南部町は、開示と公表の意味の違いは私もよくわからないんですけど、一応、公表というのは積極的に公表するんですね。南部町の場合は学校別に公表しました。学校の序列化は起きなかった、あるいは過度な競争も起こらなかったと教育長はしっかりとっております。開示は、鳥取県が情報公開請求に対して、鳥取県は開示をしました。南部町は積極的に学校別の成績を公表して、成果が出ております。

来年、楽しみにしております。去年正しいと思ったことを、しっかりとやっていただきたいなと思っております。私に言ったこととちょっとトーンダウンしてきた部分がありますので、でも、信じております、今のうちはね。

じゃ、次の質問に入ります。時間がないですね。

次に、暴力団排除について伺います。

警察庁を退官した元警視監の方とお話する機会がありました。その方は、山口組弘道会をはじめとする暴力団への取組強化の重要性を強調し、暴力団の取り締まり、摘発を陣頭指揮した安藤前警察庁長官の直属の部下であって、長官の暴力団撲滅に対する並々ならぬ信念をそばで感じていた人でした。

私はその方に、多くの国民から広く支持をされた一方で、やり過ぎではないか、暴力団からの訴訟に耐え得るのか等の強い批判を浴びながらもそこまでやる理由を聞きますと、一つは、弘道会の膝元である愛知県が安藤前警察庁長官の生まれ故郷であったこと、もう一つは、暴力団からの金、資金、様々な形での供応などが政治行政の中枢に浸透し、このままでは国家がおかしくなっていくという国家の危機意識を強く感じていたからであるというふうに言っておられました。

この条例は、県民の力をかりて社会から暴力団の排除を一層推進するものであって、暴力団情報の部外への情報提供が条例の目的を達成するための鍵になってくると思います。

三重県暴力団排除条例第21条にも、事業者が取引先に対し、暴力団でないことを確認することを求める努力義務が書かれています。ただ、実際のところは、事業者が確認をして、取引先の会社が自ら暴力団関係者ですというのは考えられないので、どうしても警察の情報に頼ることになります。

以前、一般社団法人の会長が、関係する会社を県警に照会をかけたところ、理由もなく教えていただけなかったようでございますが、県民の協力を得て暴力団を追い込んでいく条例の目的を考えると、できる限り情報を提供すべきものと考えます。

ただ、警察からの情報が暴力団を排除するための情報につながらなければならないので、情報の悪用や目的外使用に気をつけなければなりません。ですので、対象の協会、団体に対して、窓口の照会の周知徹底や暴力団情報の提供に関する申し合わせ、協定締結など、積極的に進めていただきたいと存

じますが、警察本部長のお考えをお聞きます。

また、事業者が暴力団との関係を断つために、あるいは暴力団との関係を持たないようにするため警察官OBを採用することは企業活動を健全に維持するために効果的な方法であると存じますが、県民から見て疑念を抱くような会社に再就職することは、真面目に職務を遂行している警察官から見ても残念なことであると思います。今の暴力団は、関係企業を通じて様々な経済活動に介入し資金獲得を図るなど、その活動の実態は多様化、不透明化しています。ですので、警察官の再就職には県民から見て疑念を持たれないように細心の注意が必要と存じますが、警察本部長の所見をお聞かせください。

〔斉藤 実警察本部長登壇〕

○警察本部長（斉藤 実） まず、最初に暴力団情報の提供についてでございます。

暴力団情報につきましては、警察において厳格に管理するとともに、暴力団による危害の防止や社会からの暴力団の排除という暴力団対策の本来の目的のために、一定の場合に部外にも提供しているところであります。

具体的には、法令や、行政機関等、公共的な機関との間の申し合わせ等で提供することのできる情報の内容や手続が定められている場合に、これに基づいて提供するほか、暴力団排除条例の義務履行の支援、暴力団に係る被害者対策等の観点から、提供することによって達成される公益の程度を勘案した上で、提供の必要性や提供を受けた相手方が当該情報を適正に管理できるかどうか等を確認し、提供をすることとしているところでありまして、現在、各職域において結成されている暴力団排除組織や事業者からの暴力団情報の提供要請に対応をして情報を提供しているところであります。

今後とも、各種協会、団体からの暴力団情報の提供に関する申し合わせや協定の締結に関する相談には積極的に応じるとともに、引き続き県民と一体となって暴力団排除活動を推進してまいりたいと考えております。

続いて、警察官の再就職についてであります。

地方公務員たる警察職員の再就職については、個人と企業・団体の双方の

話し合いにより成立に至るものではありませんが、例えば暴力団関係企業への再就職など、県民の皆様が不信を抱くような再就職はするべきではないと考えております。

全ての職員に対しまして、平素から職務倫理等に関する教養を継続して行い、高い倫理観や使命感の醸成などを図っているところであり、特に暴力団に対しては対決姿勢を堅持するよう、繰り返し指導を行っております。また、退職予定者を対象に毎年ライフプランセミナーを開催し、退職後の健全・堅実な生活など、必要な指導、教養も行っているところであります。

今後も引き続き指導、教養を徹底し、県民の皆様から疑念を持たれることがないように努めてまいります。

以上でございます。

〔33番 津田健児議員登壇〕

○33番（津田健児） ありがとうございます。

暴力団排除条例、ややもすると県民や事業者を矢面に立たせるような場面も出てくるかもしれませんが、しっかりと県警については頑張っているのだきたいというふうに思っております。

次に、交通規制の問題でございますけれども、いろんな委員会等々で地域に信号機をつけてくださいという要望がたくさんあります。どうですかというような話が多分に県警のほうに要望として上げられておりますけれども、やっぱり予算の関係だとか、あるいは構造上つけることができない部分があるかとは思いますが、ちょっと一つ提案をさせていただきたいと思うんです。信号機の設置、横断歩道の設置というのは公安委員会の許認可であって、警察法の中に補佐できるという規定をもって警察が補佐をしているということでございますが、道路交通法の中に公安委員会が適当であると認める者についてはそれを委任できるという項目があります。公安委員長にお尋ねしたいと思うんですが、一度ですね、一度と言ったらちょっといいかげんな言い方かもしれませんが、その権限を、例えば道路管理者のほうに委任をするということはいかがでしょうかということなんです。

答えは難しいということはわかっておりますので、もう時間がないので、せっかくの機会で申しわけないんですけれども、やっぱり警察官の職務というのは、基本的には、県民からの要望というか期待というのは、悪いことをした人を捜査して捕まえていただくことだと思うんですね。貴重な警察手帳を持っている警官が、横断歩道をちょっと1メートルずらしてください、信号機をつけてくださいということよりも。

○議長（山本教和） 申し合わせの時間が経過いたしますので、速やかに終結願います。

○33番（津田健児） 時間が大分足りなくなりましたが、そういう要望をされた住民や市民に対して丁寧な御説明をしていただくように要望させていただきたいと思います。

一つ、近鉄内部・八王子線についてはちょっと質問ができませんでしたけれども、ほかの場面でさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（山本教和） 17番 杉本熊野議員。

〔17番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○17番（杉本熊野） おはようございます。

新政みえ、津市選出の杉本熊野です。1年3カ月ぶり、久しぶりの一般質問に立たせていただきます。いろいろな方の思いを乗せて質問をさせていただきたいと思います。

一つ目は、ともに生きる社会を目指して障がい者就労支援の促進について質問をいたします。一昨日の粟野議員の一般質問、小野議員の関連質問でも障がい者就労支援を取り上げられました。今日は私からも4項目一括で質問をします。少し長いですが、よろしく願いいたします。

昨年の夏、私は京都にある株式会社キング物流というところで、野菜など青果の物流をしている会社なんですけれども、そこで障がいのある若者たちがナスビやキュウリの袋詰め作業を本当にてきぱきとこなしている姿に出会いました。

こんな姿が三重県内にはあるのだろうかとそのとき思い、調べてみました。そして、県内に幾つもあることを知り、今年の夏、私は障がい者雇用の現場をあちこち訪ねてみました。少し紹介します。

(パネルを示す) 株式会社トモ、四日市に本社があります。従業員1400人で、企業などの給食業を請け負っています。障がい者雇用32名です。この写真は松阪の物流センターです。食品の仕分け作業を生き生きと確実にこなしている姿に出会いました。

(パネルを示す) ブリヂストンケミテック株式会社、名張にある工場です。従業員約600名、障がい者雇用25名です。厚生労働大臣賞など、数々の賞を受賞しています。本社のブリヂストンは東京都にあります。20年間、ここで指導員として働いてきた中堀さんという方なんですけれども、障がい者はうちの戦力です、いなければ、この工場は一日も動きませんと言われました。20年の実績に裏打ちされた力強い言葉でした。障がい者に合った仕事が切り出されておりました。

(パネルを示す) 就労継続支援A型事業所アクティブ鈴鹿、社会福祉法人朋友が経営しています。鈴鹿市にあり、自動車のワイヤーハーネスの加工組み立てや、(パネルを示す) リーフレタスやコマツナなどの葉物野菜の水耕栽培をしています。農作業にぴったり合う個性の人がいる、農作業に合う障がい者はもっといると思うというのが施設長の豊田さんの言葉でした。(パネルを示す) 長年、障がい者雇用に推進してきた法人です。これは水耕栽培のいろいろな袋詰めとかの作業をしているところです。

(パネルを示す) 就労継続支援A型事業所きらら、NPO法人ベルプランツが経営しています。鈴鹿市にあり、この写真の園芸植物を生産販売しています。(パネルを示す) 昨年開所したばかりですけれども、理事長の石井さんは、障がい者雇用はまだまだ伸びる可能性があるとおっしゃって見えました。

(パネルを示す) 公務職場も一つ紹介します。三重大学の企画総務部定型業務等運営・支援センターが、障がい者10名、指導員2名のキャンパス環境

グループをつくり、そのグループが雑草地からシバザクラの丘へを合い言葉に働き、雑草地を見事にシバザクラの丘に生まれ変わらせました。（パネルを示す）全員の皆さんと懇談させていただいたのですが、やりがいを持って働いていることが伝わってきました。真ん中の背広を着た方が三重大学の内田学長ですが、内田学長は10人の名前を全部知っていて、一人ひとりに声をかけられるそうです。トップの姿勢はとても大事だと思いますと、これは、やぶ内指導員の言葉でした。

ほかにも幾つか訪問をし、障がい者雇用の拡大に大いに可能性を感じ、期待が持てるなど実感をしたところです。そこで、私は、これまで議会でも取り上げてきた法定雇用率について少し考えてみました。御存じかと思いますが、（パネルを示す）資料を用意しました。

法定雇用率とは、障害者の雇用の促進等に関する法律で、従業員56名以上の企業は、従業員の1.8%に相当する数の障がい者を雇用しなければならないと定められており、この1.8%を法定雇用率といいます。来年4月1日より、56人以上が50人以上に、1.8%が2.0%に改正をされます。

三重県の障がい者の雇用状況はどうかといいますと、（パネルを示す）三重県内に本社がある56人以上の企業、雇用義務のある企業では、三重県内には884社雇用義務のある企業があるんですけども、このうち法定雇用率を達成しているのは437社、雇用障がい者数は2488.5人です。雇用率1.51%、全国46位というふうになっております。

これを、もう少し全体像がつかめるようにグラフにしてみました。（パネルを示す）三重県の雇用保険が適用されている事業者数の総数は2万5692社です。そのうち、雇用義務のある事業者は884社、黄色のところ、全事業所のわずか3.4%です。ここで働く障がい者は2488.5人です。赤色の部分は、雇用義務のない従業員56人未満の事業所と県外に本社がある事業所です。2万4808社あり、全事業所の96.6%を占めています。

先ほど紹介をいたしました株式会社トモは黄色のところ、ブリヂストンケミテック株式会社は本社が県外ですから雇用義務がなく赤色のところです。

就労継続支援A型事業所アクティブ鈴鹿は従業員が56人以上ですから黄色、就労継続支援A型事業所きらは赤色のところになります。

以上のようなことを調査してみて、気づいたことやわかったことが二つありました。

一つ目は、法定雇用率に関する数字だけでは障がい者雇用の実態はつかめないということでした。実際は、雇用義務のない事業所でも多くの障がい者が働いています。でも、どれだけの障がい者が働いているのか、それは不明です。どこも調べていませんでした。法定雇用率以外に三重県独自の障がい者雇用の目標値をつくる必要があるのではないかと思います。

二つ目は、法定雇用率は確かに最も重要な目標ですが、それだけでは障がい者のいろいろなニーズには応えられないということに気づきました。といいますのは、障がい者は運転免許を持っていない方が多いと聞いています。雇用の場が交通の便のよいところにあるとは限りません。工業団地は市街地から遠く離れたところにあるものです。自宅からさほど遠くなく、自転車や徒歩で通勤できる身近な小規模の事業所、そんなところで働きたいと思っている障がい者がいるということがわかりました。障がい者のニーズをきちんとつかみ、企業からだけでなく、障がい者の側からの施策展開が必要だと思いました。

このようなことを踏まえて、4点質問します。

1点目は、障がい者の就労支援の促進についてです。

法定雇用率達成は、まずは国である三重労働局の役割だと思います。三重県としては、法定雇用率達成にとどまることなく、雇用義務のない従業員56人未満の事業所や県内に本社のない事業所に対しても積極的に働きかけ、雇用の場を拡大し、障がい者の就労支援にさらに力を注ぐべきではないかと考えます。そのためには、先ほども申しあげましたけれども、法定雇用率以外の県独自の目標値を設定するのも一つの方法ではないかと考えております。

まずは、障がい者の就労支援の促進について知事の御所見を伺いたいと思います。

2点目は、雇用モデルの創出についてです。

今年度の施策に雇用モデルの創出という施策があります。どんな障がい者がどんな職場で働いているか見える化したいとのことですが、雇用モデルの創出の取組状況をお聞かせください。

3点目は、障がい者就業・生活支援センター、通称ナカポツセンターの強化についてです。少し質問が長いですが、お願いいたします。

障がい者の就業支援と生活支援を総合的に行うのが通称ナカポツセンターと呼ばれているところです。全国的にナカポツセンターと通称で呼ばれています。障害者の雇用の促進等に関する法律に規定されており、三重県では平成18年に、県内9カ所、福祉圏域ごとに設置をされています。

今回の調査で、私は初めてナカポツセンターの存在と役割を知りました。国の委託事業で、就業支援は国10分の10、生活支援が国と県2分の1ずつの事業です。知事が業務を行う者を指定し、事業計画、報告書、予算書、決算書は知事に提出しなければなりません。県の指導監督の範囲です。

具体的な仕事内容は、障がい者本人とどのような支援が必要なのかを話し合い、ハローワークへ求職登録し、訓練が必要な人には訓練をし、就職先を探し、就職後は職場の悩み相談や生活上の悩み相談も受け、生活支援もする。総合的に支援をしているところです。一人ひとりの個別支援計画を作成しているセンターもあります。これは地域によってかなりばらつきがあります。

現在、三重県では健康福祉部が所管をしていますが、他県では雇用経済部が所管をしているところもあります。三重県でも今年度、雇用経済部は新規事業として障がい者就労アプローチ支援事業をナカポツセンターに事業委託しています。

私は、今後この九つのナカポツセンターを三重県の障がい者雇用、就労支援の地域拠点として強化していく必要があると考えています。その意味で、雇用経済部としても今後ナカポツセンターとどのように連携していくのか、また、活用していくのかをお伺いします。

次に、事業所に関する情報の共有化についてですが、課題があると思いま

す。障がい者の雇用の場を拡大するために、今、いろんな職種の人が各事業所を訪問しています。ハローワークの職員はもちろんですが、ナカポツセンターの就業支援員、県の障がい者雇用アドバイザー、県教育委員会のキャリア教育支援員、職域開発支援員、特別支援学校の先生などです。

大変効果が上がっていることは承知をしております。また、関係者同士のネットワークづくりにも熱心に取り組んでいただいていることも承知しております。けれども、企業の側から見れば、よく似た肩書の名刺を持ったいろいろな職種の人が、各企業の同じ担当者に同じような話をして帰っていくということはないでしょうか。情報の共有化ができれば、より効果が上がるのではないかと思います。

そこで、それぞれが開発した事業所の情報を体系的に整理し共有できるシステムを九つの福祉圏域ごとに構築する必要があると考えますがいかがでしょうか。

最後に、4点目は農業分野における障がい者雇用の拡大についてです。

今年度から4年間の事業として、農福連携・障がい者雇用推進事業がスタートしました。冒頭紹介しましたように、新たな障がい者雇用が生まれています。初年度の今年度は、障がい者の雇用実態調査、今後の意向調査などの取組がなされています。始まったばかりですが、現段階での手応えや可能性はどうでしょうか。

以上、4点ですが、ともに生きる社会を目指すことへの知事の思いも含め、御答弁をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、障がい者の就労支援の促進に関する思いと、また、議員から御指摘いただいた県内全事業所を対象とした新たな目標の検討という部分について答弁させていただきます。

私は知事に就任する前から、そして就任して以降も、障がいをお持ちの方々、その御家族の方々と積極的に接点を持つように努めてまいりました。先ほど議員から御紹介のあった就労継続支援A型事業所アクティブ鈴鹿も何

度も訪れさせていただいておるところであります。さらに、みえの現場・すごいやんかトークなどで、障がい者支援団体の方々からも多くの声を聞いてまいりました。

そのような中で、障がいをお持ちの方々には、御家族も含めて、生きることの幸せを、その障がいをお持ちの方がいることで、あるいは御自身も改めて生きることの幸せを、ありがたさを感じることができたという側面もあれば、一方で、やはり非常につらい思い、現状をされている、そういう側面もあるというふうに認識をしております。

私は、行政も含めて多くの関係者で障がい者一人ひとりの人生をサポートし、障がい者の方々の幸福度の向上につなげていくことが求められている時代ではないか、そう考えております。そのためには、障がい者の方々の自立に向けた不断の取組が必要であり、行政に求められる役割は、障がい者が当たり前に働ける社会づくり、仕組みづくりだと認識しています。

このような認識を踏まえ、私は知事に就任してから、障がいのある人もない人もともに生きる社会を目指して、みえ障がい者共生社会づくりプランを策定するとともに、地域の実情を踏まえた雇用の仕組みづくりを検討していくため、経済団体、労働団体、学識経験者などに参画を呼びかけ、三重県雇用創造懇話会を設置したところであります。

また、平成24年度の予算では、いろんな財源の制約がありましたけれども、そういう自らの障がい者福祉、ともに生きる社会に込めたそういう思いがありましたので、新規の施策も多く盛り込ませていただいたところであります。

先ほど申し上げた三重県雇用創造懇話会の第4回では、障がい者の雇用支援に焦点を当てて議論を行いました。委員の方々からは、法定雇用率対象外の事業所を含め、県内全事業所の障がい者雇用を促進していくべきではないか、福祉から就労へという流れを的確に捉え、社会全体で障がい者支援の意識を変えていく必要があるのではないかと、障がい者が企業で当たり前に働いていける仕組みづくりを検討していくべきではないかなど、多くの有意義な御意見をいただいたところです。

このような御意見を踏まえ、今後、関係機関とも連携し、様々な取組を検討してまいりたいと考えていますが、特に障がい者の方々が企業で当たり前に働いていける具体的な仕組みづくりを検討し、県民総参加での障がい者雇用の推進につなげてまいりたいと考えております。

例えば奈良県では、多くの関係者が参画し、集客効果の高い商店街に障がい者の方々がつくった売れる商品だけを販売するアンテナショップ K I Z U N A c a f é を設置しています。このように、県民の方と障がい者の方が直接ふれあう機会を創出する雇用モデルの取組は、地域の多くの企業や県民の理解を深める、そういうことにつながっていると聞いております。

今後、このような取組も参考にしつつ、産業界や労働界などとも連携し、県内で障がいをお持ちの方々が生き生きと働き、多くの方に障がい者雇用の重要性を認識してもらえる場の創設について、具体的な取組を早急に検討してまいりたいと考えております。

取組を推進するに当たりましては、具体的な数値目標の設置、共有も大切だと考えております。その際、議員からも御指摘がありましたように、従来の法定雇用率だけでは取組全体の評価が行いにくいと考えておりますので、今後、よりの確な指標とはどのようなものなのか、それについて研究してまいりたいと考えております。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 私のほうからは、農業分野におきます障がい者雇用の拡大につきまして、その手応え、可能性についてお答えさせていただきます。

農業分野におけます障がい者雇用につきましては、障がい者の新たな就労の場や、農業の担い手の確保につながる重要な取組だと考えております。

このため、今年度から実施しております農福連携・障がい者雇用推進事業では福祉事業者の農業に対する理解や農業経営体の意識の向上を図り、福祉事業者の農業参入と障がい者の農業経営体への就労を促進することとしております。

具体的には、関係部局との連携によりまして設置しました農福連携・障がい者雇用推進チームを核としまして、福祉事業所や農業経営体への意向調査及び雇用実態調査、障がい者が働きやすい作業環境改善の実証などに取り組んでいるところでございます。

これまでの調査では、創意工夫することによりまして障がい者が担える数多くの農作業があることや、農業参入に意欲的な福祉事業所が多くあることなどの結果が得られておりまして、農業分野での雇用拡大の可能性は十分に期待できるものと考えております。

今後、こうした可能性を確実なものにしていくため、福祉事業所に対しまして農業技術・経営指導や農業ジョブトレーナー等の育成、農業経営体の意識啓発と障がい者雇用に関する情報の提供、年間を通じました農作業の確保とユニバーサル化などの取組を、市町や福祉分野の関係機関等との連携のもと、着実に推進しまして、障がい者の雇用拡大につなげてまいります。

以上でございます。

〔山川 進雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（山川 進） 私のほうから、雇用モデル創出事業の取組状況と、障がい者就業・生活支援センターとの連携の強化と、今後、各支援機関との情報共有についてお答えを申し上げます。

雇用モデル創出事業の取組状況でございますが、障がい者雇用のノウハウを持つ委託先を決定いたしまして、企業特性、業務特性に配慮しながらモデルとなる事業所の選定作業を進めております。選定各事業所でのヒアリングなどを経て、具体的な職域開発や採用する障がい者像、職務内容を明示した雇用プランの提案を行う予定でございます。

特に、知的障がい者の約6割、精神障がい者の約半数の就職先が生産工程、労務の職業に限られておることから、他の職域での雇用モデルの開発にも重点を置き、企業の現場で実際に活用できる障がい者雇用モデルを創出していきたいと考えております。なお、創出されたモデルは、企業を対象といたしました報告会を開催するほか、商工会議所などの会合や、毎年行っていきま

すみえ産業振興戦略の1000社訪問も活用いたしまして、企業に情報提供をいたしまして、雇用経済部が一丸となって障がい者の特性に応じた有効な求人を開拓するとともに、障がい者雇用の場の拡大を図っていきたくて考えております。

障がい者就業・生活支援センターとの連携についてでございますが、雇用経済部といたしまして障がい者の就業支援をするため、これまでも障がい者就業・生活支援センターと連携して事業を実施してまいりました。

しかしながら、現状では、各企業の情報が障がい者就業・生活支援センターをはじめとする障がい者の就労支援機関に対しまして的確に届いていないという課題があると認識しております。そのため、今年度から新たに、各企業の情報を一元的に収集管理し、障がい者就業・生活支援センターをはじめとする関係機関に対し情報提供をする新しい仕組みづくりを検討していきたくて考えております。

具体的には、今年度新たに、障がい者雇用企業情報コーディネート緊急雇用創出事業によりまして、県内九つの福祉圏域ごとに体系的な事業所情報を収集するとともに、雇用経済部の職員が現場を訪問し、収集した各企業の情報について一元的に管理を行い、その情報を必要とする特別支援学校や障がい者就業・生活支援センターなどの関係機関に情報提供する仕組みを構築していきたくて考えております。

今後は、さらにハローワークとの連携を図り、雇用経済部が就業情報をワンストップサービスで提供する役割を担い、現場で活動する障がい者就業・生活支援センターとの連携を進める中で、さらなる障がい者の就労支援を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） ありがとうございます。

知事のこれまでの御経験、取組を踏まえた、思いの深い御所見を伺いました。奈良のK I Z U N A c a f éの御紹介もありましたけれども、今後、

鈴木県政のもとで、より一層具体的に、先ほども御紹介いただきましたけれども、指標の研究もしながらというお話がありましたけれども、どうぞ、さらに取り組んでいただくことをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、農業分野の雇用拡大のことですけれども、十分に期待できるということで、先ほど農作業のユニバーサル化による雇用という話もされましたけれども、障がい者の雇用をやっていくとやっぱりユニバーサルになっていく。今後、高齢者の雇用のところにも私は広がっていくと思いますので、そういった観点でもぜひお取組をいただきたいというふうに思っています。

それから、雇用モデルのことですけれども、職域開発をしていただくという話をさせていただきました。

いろんなところで働ける力をお持ちの障がい者がいると思うんです。また、そういった意味での職域開発はこれからだと思いますので、雇用モデルに非常に期待をさせていただきたいと思ひますし、それをいろんなところに発信していただいて、見える化していただきたいと思うんです。

それは、雇用する側の企業だけではなくて、障がい者本人、当事者が知ること、それから、その家族が知ること、それから、今そういった方たちが多くいる福祉の現場や教育関係者などもそういった姿を知ることが大事だと思いますので、本当に社会全体にそういうところを発信していくという形にまで雇用モデルの発信をお願いしたいというふうに思ひました。

それから、ナカポツセンターについては、情報共有化の取組を、仕組みを構築していただくという話でしたし、その中でワンストップサービスのようなども雇用経済部としては目指していくというお話をいただいて、強化されるなというふうに感じさせていただきました。

そういう強化の中で、私、今日はちょっと時間がないので質問できなかつたんですけれども、難病者の就労支援についてもぜひ、今後の課題になるだろうと思ひますので御検討をいただきたいなというふうに思ひています。

そして、ナカポツセンターは国の委託業務ですけれども、私は、より効果

的な就労支援をしていくためには予算と権限を県に移管していただいたほうがいいということを今回調べさせてもらって本当に思いました。三重県はハローワークの早期の地方移管を国に求めていますけれども、今後も各関係部でそういった働きを引き続き国に対してお願いしたいと思います。

そして、これは調査によりますと、企業側の課題として、どのような仕事をさせていいかわからない、どのような配慮をしなければならないかわからないというような課題があるというふうに伺いました。

障がい者を身近に知らないので初めの一步が踏み出せない、実はそんなところが一番のハードルではないかと私は思っています。ですから、子どものころから障がい者が身近にいることは大変重要だと思います。

そういった意味で、教育の果たす役割は私は大きいと思っています。教職員自らが、障がい者がともに働く現場や社会参加の様子を知り、障がいを持った子どもたちの未来の姿をイメージした教育をしていくことが大事だというふうに思っています。私は、長年学校現場で障がいを持つ子どもたちに本当に深い思いを注いでずっとかかわってきた教師の言葉をこの前聞きました。一人ひとり輝くものを持ってたと、その子たちのよさが生かされない社会が寂しいと、そんな言葉を言われました。

法定雇用率全国46位をばねに、障がい者雇用の促進をさらに加速していただきますよう、そして、私も発信をし、取り組ませていただくことを述べさせていただいてこの項目は終わらせていただきます。

二つ目は、災害時要援護者対策の強化をとということで、私は昨年の6月の一般質問でも県民参画の防災対策を求める質問をし、鈴木知事から、地域が主体となった取組が県内全域に広がるよう、市町と連携して支援を行っていききたいとの答弁がありました。今、県内ではそういった自主防災活動が少しずつ広がってきていると思います。

津市の豊が丘自主防災協議会の事例を紹介します。世帯数約2000世帯、人口約6500人の地域です。避難所に指定されている豊が丘小学校の標高は54.3メートル、津波浸水予想区域ではありません。

先日9月1日に、地域自らが作成した、(パネルを示す)この豊が丘小学校避難所大規模災害初動マニュアルをもとに、全住民を対象に避難訓練が実施されました。第1部が一時避難所の公園へ避難、第2部が小学校体育館での避難所訓練です。小・中学生にも参加を呼びかけ、参加者は約1000世帯、何と50%の参加率でした。

マニュアルの中身を紹介する時間がないので残念ですが、避難所開設までのイメージ図や、手順やら、詳細に書き込まれております。要援護者に関するマニュアルも含まれていました。

当日はこのマニュアルに沿って訓練が行われましたが、私が最も注目したのは、この四角囲みの下の一つ目の米印のところ。「このマニュアルは、今後幾多の訓練を重ねる都度、その内容の充実したものに改定していくものとします」、訓練をしながら改定をしていくというマニュアルだということをやっております。今後いろんな会議で改善点を洗い出して、書きかえていく予定だというふうに聞いております。私たちが目指すべき自主防災活動の一つの姿ではないかというふうに思います。

県も9月2日に三重県・鈴鹿市総合防災訓練を実施しました。3.11以降初めての防災訓練で、私も参加しましたが、今回の訓練は3.11を踏まえ、これまでにない訓練内容が盛り込まれておりました。住民参加型にしたことや、目的の一つに災害時要援護者対策を盛り込んだことなど、初めてだと思います。

特に、介護が必要な高齢者や障がい者、外国人など、要援護者の避難支援や避難所運営についてはどの地域でも大きな課題の一つですから、その意味でも今回の訓練は高く評価できると思います。このことは知事の御意見によって盛り込まれたと伺っております。

このような取組を踏まえ、2点質問します。一昨日の濱井議員の質問と同趣旨でしたので、もう少し具体的なところをお聞かせいただきたいと思いません。

1点目は、災害時要援護者の避難支援についてです。

大災害が起きたらどうしようもない、助からんなど覚悟している障がい者がいます。もうそのときはほっておいてなど、もう私はええでという高齢者がいます。しかし、3.11でおばあちゃんを迎えに行ってくるわと言って自宅に戻り、ついに戻らなかった母もいます。

災害時要援護者の避難支援の体制をどうつくっていくかは本当に難しい課題です。各市町、各地域での要援護者の避難支援の取組や避難訓練などの実施状況はいかがでしょうか。進めている地域の現状をつかんでいる範囲でお聞かせください。また、今後県として、市町と連携し、要援護者の避難支援をどのように推進していくのか、より具体的にお聞かせください。

さらに、私は、今後、市町の取組を後押しするためにも、例えば、県が率先して災害時要援護者対策に特化した避難訓練や、要援護者とともに行う防災タウンウォッチングなどを市町と連携して実施してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

2点目、三重県避難所運営マニュアル策定指針についてです。

濱井議員の質問に対して、今年中に策定予定だと聞いております。検討会議には委員として、神戸の人と防災未来センターの研究主幹や、イコールネット仙台の代表理事、そして、障がい当事者として松田慎二さんなどが参画をしており、指針内容に大いに期待しているところですが、策定までにぜひ一度御検討いただきたいことがあります。

障がいは、身体、知的、自閉症、精神、視覚、聴覚など、いろいろです。配慮、支援事項も多様です。松田さんが全てを代表するのは無理があります。また、外国人は参画をしておりません。策定までにそれぞれの当事者から直接意見を聞き取る何らかの機会を設けていただく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

〔稲垣 司防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（稲垣 司） 杉本議員からは、災害時要援護者の避難支援、避難訓練に係る質問と、あと、避難所運営のマニュアル策定指針に関する御

質問を頂戴しました。

まず、避難支援、避難訓練のほうからお答えしたいと思います。

実施状況でございますけれども、先ほども豊が丘小避難所訓練等々の御紹介をいただきました。確かに地域におきまして、いろんなそうした自主防災組織による訓練は確実に広がっております。

災害時要援護者が主体的に参加する避難訓練でございますけれども、そのうちに、それは、例えば、昨年も鳥羽市におきまして在宅障がい者がサポートを受けながら実施した避難訓練とか、そうした事例もありますけれども、そうはいつでもその訓練の多くが、例えば障がい者に関しては障がい者施設が主体となって行ったりする訓練とか、あるいは高齢者の方や乳幼児の参加にとどまっているとか、そうしたのが実は実態であろうと考えております。

地域の避難訓練に本来援護を必要とする方がなかなか参加できないという状況は、それは、一つには、それぞれに対応した個別の支援計画、国のガイドラインで示されております避難支援プランの個別計画ですけれども、そうしたものがなかなか整備されていない現実というのもあるんでしょうけれども、実際は、要援護者の方の側から言えば、なかなか参加することへのためらいとかもあったり、あるいは参加のそうしたことからチャンスやきっかけがなかなかつかめないとか、あるいは本来支援する側から言えば、そうした方々の立場や事情、これをしんしゃくして本来ならば参加の機会を提供すべきなんですけれども、それがなかなかうまくいかないとか、そうした当たり前といえども、それがなかなかうまくいかないとか、そうした当たり前といえども、素朴といえども素朴という、そういった基本的な事情によることが多いと思います。

しかしながら、実際、先ほど議員からも御紹介いただきましたけれども、去る9月2日には県と鈴鹿市とで実施した総合防災訓練、ここには、要援護者の皆さんに、第1部で行った避難訓練、これに参加してくださいと呼びかけましたら、鈴鹿市天名地区の地元住民の皆さんとあわせて、視覚障がいの方、聴覚障がいの方、そして車椅子の方、そして外国人の方と、たくさんの方が参加していただいて、約2キロぐらいの道のりを一緒に訓練していただ

いたわけでございます。

知事や危機管理統括監や私なんかと一緒に歩かせていただいたんですけども、終わった後に、例えば車椅子の方からは、道が細いとかチェックが甘いとかいう感想もありましたけれども、それについて自分自身もそうしたふだんから避難経路を把握していくことが必要だと、それを実感したという御意見とか、あるいは、そうした援護を要する側自らの目線での感想、視覚障がい者、目の見えない方からは、いつもその方はヘルパーとして同じ方に援護してもらっているんですけども、今回はいつもと違う方に誘導してもらったと。災害時には初めての方に対しても、そうやって誘導してもらおうと、それをお願いすることが必要だと痛感したと。今回はそういう意味では参加してよかったとか、そうした声と同時に、支援する側に対するメッセージとして、こうした訓練を通じて、災害時要援護者にはサポートが絶対必要なんだということを多くの方に知ってもらいたいと、そういった御意見も頂戴しています。

外国人の方からは、津波ということがそもそもイメージできなかつたらしいんですけども、訓練に参加することでその津波から逃げるといったイメージができたとか、そうした様々な御意見を頂戴しております。

子ども防災対策に携わる者が恥ずかしながら改めて、要援護者の方と一緒にになった地域における避難訓練の重要性、これを痛感した次第であります。

今回のこの県と鈴鹿市の総合防災訓練の成果を、私どもとしましても、他の地域へと水平展開といいますか、広げていく、そうしたことの必要性を痛感しておりますので、そうした災害時要援護者と一般の方がともに主体的に参加できる訓練、その実施を他の市町に対しても積極的に働きかけていきたいというふうに考えております。

冒頭、私は、災害時要援護者の方の避難訓練が進まない理由の一つに個別の支援計画の未整備ということを申し上げましたけれども、これにつきましても、現在、私どものほうで津波避難に関する三重県モデル事業というのを推進してございます。その中で、要援護者対策としての課題と対応、これを

検証していく中で、そうした支援計画の未整備を何か補完できるというか、補えないかということも検討してまいりたいと考えております。

こうしたことを通じて、県としましては、災害時要援護者と一般の方々とともに主体的に参加できる避難訓練、タウンウォッチなんかも紹介していただきましたけれども、そうしたこと、これが各市町に展開されますように、取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目は、避難所運営マニュアル策定指針の改定に災害時要援護者の方の生の声をという話でございました。

津市立豊が丘小学校の避難所初動マニュアルの改定の話もなされましたけれども、現在、私どももマニュアル策定指針の改定につきましては、有識者による策定委員会で協議して取組を進めてございます。

議員からも御紹介いただきましたけれども、松田さんにも委員に入ってください、障がい者の視点から御意見をいただいております。もちろんその方だけの視点で全てだと思っておりますけれども、松田委員からは、障がいはまさにその種類によって支援のあり方が異なってくるんだと、だから、その障がいの特性をマニュアルに取り入れる必要があるんだという意見を伺っておりますし、また、避難所の運営に携わる人たちを対象とした勉強会、これを障がい者自らが講師となってやるような、そうしたことで障がいを理解してもらい、そんなチャンスをつくるのも大事であると、そうした意見もいただいております。

そうした御意見も拝聴しながら、現在進めておりますのは、まずは、東日本大震災におきまして実際に避難所運営の中で災害時要援護者の方の支援に携わった団体へのヒアリング調査を行っております。今後はこのヒアリング調査などを参考にしながら、引き続いて関係部局とも協力の上、今、先生がおっしゃったとおり、様々な障がいをお持ちの方や、あるいは外国人の方、そうした援護を要する方々御自身から直接に御意見をいただくと、そういう機会をつくる予定でございます。

こうしたことから、三重県避難所運営マニュアル策定指針の改定に当たり

ましては、災害時要援護者の方々の、議員のおっしゃるとおり生の声も踏まえながら、真に実効性のあるといたしますか、実効性の高いといたしますか、そういう策定指針を目指したいと考えております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 各地域での自主防災活動というのは、やはり着実に広がってきていると私も思っています。けれども、やっぱり要援護者のところ、すごく、一番難しいところですので、先ほど9月2日の総合防災訓練の成果と課題を踏まえて積極的に市町へ働きかけていくという御答弁をいただきましたので、どうぞ今後の取組をよろしく願いいたしたいと思えます。

先ほどの質問とは少し違うのですが、この際、一つ要望をお願いしたいと思っています。

以前から特別支援学校を福祉避難所に指定することを要望してきたんですけども、やっと動き出しております。ぜひ一日も早い実現をお願いしたいと思えます。東日本大震災では、宮城県立石巻特別支援学校は、学校は地域とともにあるという信念で、学校長が自ら主体的に避難所として学校を開く決断をしました。避難所としては指定をされておりました。

当時の石巻特別支援学校の学校長の言葉ですが、災害時に障がい児が地域の小・中学校などで避難所生活を送れることが最も望ましい姿であろう、しかし、どうしても地域での避難所生活が立ち行かない場合は、特別支援学校が最後のとりでとして避難所を開設する使命を担っているのではないかという言葉でした。特別支援学校が最後のとりでと、この言葉から、私は日ごろからその備えをしておく必要があるというふうに思えます。

県有施設を避難所に指定することについては、市から要望があれば認めていくというのが今の県の見解ですが、そして、それはそのとおりなんですけれども、県有施設については県自らが開いていく姿勢、それから働きかけ、そういったものを私は求めたいと思えます。よろしく願いいたしたいと思えます。

それでは、最後の質問、新県立博物館の開館に向けてです。

初めに、ちょっとお雑煮の話させていただきたいと思います。

議員の皆様、執行部の皆様、傍聴席の皆様、お正月におうちでいただくお雑煮は、丸餅ですか角餅ですか、みそ汁ですか澄まし汁ですか。

昨年度、新県立博物館ティーンズプロジェクトが県内の小・中学生に参加を呼びかけ、県内全域のお雑煮調査をしました。自宅のお雑煮の写真を撮り、祖父母や父母から聞き取り調査を行い、カードを記入し、博物館に送付いたします。何と3500枚が集まったそうです。

それをもとに、学芸員と子どもたちが一緒にカードを分類整理し、お雑煮マップをつくり、成果発表、交流会を行い、その結果を報告書としてまとめました。交流会には400人が参加をいたしました。

報告書では、三重のお雑煮はバラエティー豊かで、まさに東西交流の結節点である三重の文化の多様性を象徴する調査結果となったようです。また、半世紀前、大川学園の大川吉崇先生が三重のお雑煮を調査したときの結果と比べ、生活パターンが大きく変わった今でもその特徴は継承されているのかという考察もなされたようです。まさに、子どもたちがわくわくしながらもに調査し、交流し合う博物館活動を実践しています。今後は、学芸員さんがさらに学術的に調査研究し、企画展示や研究紀要にまとめられる予定だと伺っております。

新県立博物館は来年春に建築工事を終え、平成26年の開館に向けて1年間をかけて、展示制作、学習プログラム、参加組織づくりなど、いよいよ中身の整備が来年1年で行われます。「三重が持つ『多様性の力』」をテーマに、展示物を見せるだけの博物館ではなく、「ともに考え、活動し、成長する博物館」を理念とする、一番新しいスタイルの博物館です。

三重の自然と歴史、文化の拠点として、多くの県民が親しみ、みんなで築き上げる博物館となることを期待しています。特に私は、北の端から南の端まで、三重の子どもたちの大好きな場所の一つになることを期待しています。

そこで、まずは丹保教育委員会委員長に、新県立博物館に期待するものは

何か、委員長自身の御所見を伺いたいと思います。

2点目は、学校教育への活用についてです。

教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

博物館は環境生活部と教育委員会との共管です。しかし、この間、私は教育委員会の取組が全く見えませんでした。

大綱的な基準である学習指導要領では、小学校社会科の指導計画の作成上の配慮事項に、博物館や郷土資料館の活用を図ると記述をされています。小学校、中学校の理科編でも、博物館や科学学習センターなどとの連携が盛り込まれております。

これまでも各学校では既存の施設を活用してそのような指導が展開をされておりますが、新県立博物館の収蔵資料は28万点、三重県史の資料を含めると42万点、膨大です。また、三重県立博物館の館長に就任をいただいております布谷館長は、皆様よく御存じの琵琶湖博物館が開館した当初からの学芸員で、琵琶湖博物館の上席総括学芸員、事業部長、研究部長を歴任された方ですし、16名の学芸員は、県内はもとより全国から、専門性の高い博物館に熱い思いを持った人材が集まっています。中には大変ユニークな研究を積んでいる学芸員もいらっしゃると思います。

新県立博物館は、三重県の新たな知的探求の場であり、知的財産です。この新県立博物館を学校教育にどう生かしていくかはこれからです。そして、それは現場教職員の力量にかかっていると思います。

教育行政としてどのように取り組んでいくのか、開館を1年半後に控え、今後の取組をお聞かせください。

〔丹保健一教育委員会委員長登壇〕

○教育委員会委員長（丹保健一） 県教育委員会では、子どもたちが豊かな心を育み、地域を支える人材、グローバルに活躍できる人材となるような教育の充実に努めているところです。

そのためには、子どもたちの興味を引き、学習意欲を喚起するとともに、三重県の豊かな自然や多彩な文化、歴史、産業等の地域資源を教育に生かす

ことが必要であり、こうしたことが郷土を愛する心を醸成することにつながっていくものと考えております。

新県立博物館は、学びと交流を通して人づくりに貢献することが使命の一つであると承知しております。その博物館活動としては、資料の展示やワークショップの展開等のほかに、学校との積極的な連携により学校のカリキュラムに沿った貸出用資料やその活用手引の作成、子どもたちとの調査研究活動とその成果の発信等を展開すると聞いております。

県教育委員会としては、こうした新県立博物館の活動を積極的に活用することにより、子どもたちが、三重の豊かな自然、歴史、文化や世界的、地球的な展示物を楽しみながら体験的に学び、学習する意欲を高め、三重への理解と愛着を深めること、そして、さらにはグローバルな理解へと広がっていくことを期待しております。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 新県立博物館への県教育委員会のかかわり等についてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成26年度に開館いたします新しい県立博物館には多くの貴重な資料がございまして、それらを効果的に授業で活用し、教職員の授業力の向上に役立っていくことは大変意義深いことであるというふうに考えております。

新県立博物館では、子どもたちが遊ぶ、楽しむことを通して博物館の楽しみを知ることができる「こども体験展示室」や、三重の自然と歴史の資料を図鑑のように展示する「三重の実物図鑑ルーム」など、子どもたちの学習意欲を高め、授業にも活用できる施設が計画をされているところでございます。

こうした計画の実現に向けまして、現在、新博物館整備推進プロジェクトチームの中には小・中学校及び県立学校出身の教員を併任させておまして、その準備活動に協力をしているところでございます。

これまでも県教育委員会では、整備検討の段階から準備の段階まで、いろんな形での連携協力を図ってきたところでございますけれども、先ほど申し上げました併任の職員だけでは専門分野を全てカバーできているという現状

でもございませんので、さらなる連携の必要性も感じているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後も開館に向けて新県立博物館としっかり連携をいたしまして、現場の要望、意見等をしっかり聞ける機会をつかっていきたいと思っております。そうしたことで、新県立博物館の施設や機能が子どもたちにとって魅力あるものとなるよう、また、教育現場でしっかり活用できるものになるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔17番 杉本熊野議員登壇〕

○17番（杉本熊野） 御答弁を聞いていて、今、連携協力とおっしゃったんですけれども、博物館の活動に協力をしていきたいというような構えというような感じを受けさせていただいたんです。

ちょっと私の捉えが違うかもしれませんが、私は共管というのはそういうことではないなというふうに思っていて、先ほどお話にも出てきましたけれども、博物館が学校カリキュラムに沿った貸出用資料や活用の手引を作成すると、それに協力するというか、そんな話だったんですけれども、私、これは違うと思います。博物館が学校の教科のどの学年でどのようなものが活用できるのかと、それを、資料をつくったり手引を作成するというは、これは学芸員さんだけにお任せするのではなくて、教員と一緒に参画をして、一緒に作成していくことが重要だというふうに思います。

専門的な知識、技能は学芸員さんの持ち分ですけれども、どの学年でどの教科でどのように活用するのかは、これは教員の専門分野です。そのことが、そうやって一緒につくっていく中で教員の指導力の向上とか、それが授業の活用につながっていく、広がっていくというふうに思いますので、でき上がったものを活用するというではないのではないかなというふうに思っていて、どう活用するかということをお手伝いという姿勢ではなくて、ともに築いていく。博物館のコンセプトはともに築くです。教育

委員会がまずはともにつくっていくという姿勢というか、活動が必要ではないかというふうに思っています。

体験的な学びとかいろいろおっしゃってくださって、やっぱりそれはそのとおりで、これが一番の博物館の魅力だと思うんですけども、私は、平成21年、初年度の新博ティーンズプロジェクトに参加をいたしました。「いざ子ども 石の上にも3時間 in 伊賀」という伊賀市で開催されたのに参加したんです。

3時間、石ころと語り合うので、もう、これ、きつとつまらないと思いました。そんな予感をして参加をしたんですけども、予想に反してすごい子どもたちの目に出会うことができました。触れるようにして見ることの大切さを伝えるというのがそのときの目的の一つでした。触れるようにして見るです。初めは普通目で石ころを見ていた子どもたちが、最後、本当に探るような目になっていきました。観察力とか情報の分析力が養われていく過程を見させていただきました。ふだんは物を見ているようで見ていない、見ることの曖昧さに気づいていった過程だったと思います。

学芸員さんの力ってすごいなというふうに思います。そういうものをどう教室の中に引き込んでくるかと、学校教育と結びつけるかと、ここは教師の出番です。教室の中の学びというのは、その土壌は教室の外にあります。生活体験や、自然体験や、社会体験や、そういった子どもたちの体験が土壌となって教室の中での学びが豊かになっていきます。

そして、そういった発見の喜びとか、先ほど体験とおっしゃいましたけれども、五感を通した体験による感動とか、わくわく感とか、探っていくおもしろみというのは、やっぱりこれが学びの意欲の根源だというふうに思っております。私は、そういった実感が知識を確かなものにして、確かな学力につながるんだろうと思います。

子どもたちの豊かな学びにつながる博物館にさせていただきたいと思います。そのための教育委員会のお取組を今後期待させていただきたいと思います。

以上で終結いたします。（拍手）

休 憩

○議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（舟橋裕幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（舟橋裕幸） 県政に対する質問を継続いたします。52番 中川正美議員。

〔52番 中川正美議員登壇・拍手〕

○52番（中川正美） 伊勢市選出の中川正美でございます。

三重県が生んだ俳聖松尾芭蕉は、伊勢の地を生涯6度も訪れております。地元では、芭蕉さんが詠んだ「尊さに皆おしあひぬ御遷宮」という俳句の句碑を伊勢市駅前に設置しようという運動が展開されております。来年の御遷宮に全国からお越しをいただく皆さんを、ぜひとも伊勢の玄関口から神都伊勢のよさを味わっていただきたいと願うものであります。

それでは、通告に従いまして、順次質問いたします。

まずは、観光振興についてであります。

昨年は、東日本大震災や紀伊半島大水害など大きな災害に見舞われる一方、10月にみえの観光振興に関する条例が制定され、また、平成24年3月には条例に基づき三重県観光振興基本計画が策定されるなど、観光にとっては大きな節目となる年でした。

私は、観光振興は、短期、中期、長期の視点が必要であると常々考えておりました。10年先を見据えて策定されました観光振興計画はそういった私の

考え方を反映していただいております、展開を大いに期待いたしております。

さて、いよいよ式年遷宮が来年10月にとり行われます。伊勢神宮のみが有する、ほかにはない魅力が、まさに国内外を問わず多くの方々に理解されるときともに、伊勢志摩地域の官民が力を合わせて観光客の受け入れに取り組みられています。20年に1度のまたとないチャンスを生かすためにも、県として一層の取組が求められるのではないかと考えております。

そこで、何点かお伺いをいたします。

三重県観光振興計画においては、推進していく施策の5本柱のうち1本が式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略となっています。6月会議において、県は来年度から観光キャンペーンを展開するとお伺いをいたしました。御遷宮が1年後に迫っている中、取組を始める時期が遅いのではないかと感じており、キャンペーンの前倒しについて提案をいたします。

平成25年は、富士山の世界文化遺産登録が期待されることをはじめ、広島県における第26回全国菓子大博覧会ひろしま菓子博2013の開催など、関東、関西でも様々なイベント等が予定をされています。また、平成25年度中に高速自動車道が熊野市まで開通するという事も伺っていますが、便利になる反面、隣の和歌山県まで一気に通り抜けてしまわないかという懸念もしております。

このように競争相手がたくさんある中で、待ちの姿勢ではなく、私は、伊勢市だけではなく29市町を巻き込み、三重県全体が一体となった盛り上がり、現代版おかげ参りのような、一生に1度ならぬ、1年に1度はお伊勢さんに行きたいというような機運の醸成が必要であると考えます。

そこで、県としてこの御遷宮という好機に県全体でどう取り組んでいこうと考えていますか。知事自ら先頭を切って、受け身ではなく三重県からの全国発信、伊勢市以外の市町への働きかけも含めて取組をお伺いします。

また、御遷宮の年及びその翌年につきましては多くの観光客に来ていただけたと思いますが、その後、大きく落ち込みが予測されており、三重県ファンやリピーターをつくることが重要だと考えます。県では三重県観光キャン

ペーンで様々な取組を検討しているようですが、一過性のイベントなどでは本当の三重県ファンやリピーターにはつながりません。また、もともと三重県はリピーター率が高く、9割を超えていると伺っていますが、次年度以降も引き続き来ていただくためにどういった仕掛けづくりを考えていますか。具体的にお答えをいただきたいと思います。

次に、自動車での来県が7割を超える三重県では、以前から自動車による観光のPRも行ってきました。しかし、御遷宮の前後は交通渋滞も懸念されることです。今のところ、その対策につきましては県も県警察も不十分であり、対策が急がれるところであります。

県外からの観光客は伊勢自動車道を通ってこられる方が多いと思いますが、伊勢西インターチェンジの一つ手前、玉城インターチェンジは、伊勢へ行くことはもちろん、南伊勢町や志摩市を経て伊勢市内へ行くこともでき、大変便利であります。また、玉城町は古くから伊勢本街道と熊野街道の結節点でもあり、今も伊勢市から中南勢や東紀州へつなぐ要所でもあります。玉城インターチェンジの活用を、単なるパンフレットで情報を流すだけでなく、ぜひ促進していただきたいと思います。

また、伊勢市内の渋滞緩和に加え、伊勢から県内各地への周遊性を高めるため、高速道路のサービスエリアや観光地などで迂回道路や他の地域の観光地の紹介なども行う観光案内の充実につきましても提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、御遷宮に向けた県内の一体感の醸成、それから、御遷宮を好機と捉えた三重ファンやリピーターをつくるための仕掛けなどについて答弁させていただきたいと思います。

神宮式年遷宮の好機を生かすため、平成25年4月から3年間、三重県観光キャンペーン（仮称）を実施し、伊勢志摩地域を訪れていただいた方々に広く県内各地の魅力を知っていただき体感していただくことにより、入り込み効果を特定地域やスポットに限定させてしまったり一過性にとどめたりする

ことなく、県内全域に広げていきたいと考えております。

本キャンペーンは、市町、事業者、観光関係団体、経済団体などが参画する推進協議会を立ち上げ、官民一体、県内全域の関係者が一堂に会して実施することとしており、10月1日に設立総会を開催する予定です。今後、この協議会において具体的なキャンペーン内容を、スピード感を持って協議してまいります。

また、11月3日には外宮前で、みえの国観光大使の萩本欽一さんをお招きして、伊勢楽市との共催によるキックオフイベントを開催することとしています。その後、5地域、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州で順次地域共催イベントを行い、県内でのおもてなしの機運を醸成し、県全体で御遷宮を盛り上げていきたいと考えております。

また、キャンペーンでは県内全域で使用できるパスポートを発行し、スタンプラリーを実施することとしています。

さらに、推進協議会の中に、県内を大きく5地域、北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州に分け、県内各市町、各観光協会等をメンバーとする地域部会を設置します。地域部会ではそれぞれの地域の特色あるサービスを打ち出し、それらをパスポートの提示により受けられるなど、来訪者の周遊性、滞在性を促進する取組を展開したいと考えております。

さらに、私を本部長とする営業本部で、来年の夏に東京日本橋にオープンする予定である首都圏営業拠点などを活用し、強力に情報発信していきたいと考えております。

こうした取組をキャンペーン期間の3年間継続して行うことで地域の受け入れ体制を整備することにより、繰り返し三重を訪れ、三重の魅力をより深く理解し共感する三重ファンやリピーターの創出につなげてまいります。

ファンやリピーターを増やすには、万人受けする薄く広くというような発信ではなくて、やっぱりある程度ターゲットを絞った、それらに受ける発信をしていくということも肝要ですので、どういうところにターゲットを絞っていったら効果があるのかとか、そのためにどういう発信をしたらいいのか

というようなこともキャンペーンの推進協議会の中でよく議論して、ファンやリピーターを増やす努力をしっかりとしていきたいと思えます。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 御質問のありました玉城インターチェンジの活用と周遊性向上といったことについてお答えをさせていただきます。

本県への観光客は、議員御所見がございましたけれども、自動車による来県が7割を超えております。伊勢市内では、特に休日は内宮前などで交通渋滞が発生しており、平成25年の神宮式年遷宮では市内各所において交通渋滞の発生が懸念されております。

現在、三重県観光連盟では、御在所サービスエリア下り線におきまして、土曜日、日曜日、祝日のそれぞれ午前中、職員を配置いたしまして道路や観光地の案内を行っております。また、伊勢志摩コンベンションでは、安濃サービスエリア下り線において、玉城インターチェンジ活用についてパンフレットを設置し、情報提供を行っております。

観光客の地域での滞在をより楽しく、心に残るものとするために、目的地にスムーズに到着することと、その土地、その季節ならではの体験やすき間時間を有効に活用できる観光情報など、地元でしか得ることのできない旬な情報提供が地域の受け入れ体制やおもてなしとして重要と考えております。

今後、三重県観光キャンペーンを実施する中で、各サービスエリアや県内各地の観光協会、観光案内所等において、観光スポット等の案内に加えまして、交通情報や旬の観光情報の提供など、案内機能の充実を図っていくこととしております。

なお、NEXCO中日本（中日本高速道路株式会社）には、10月に発足を予定しております三重県観光キャンペーン推進協議会に御参加いただくとともに、さらに連携を深めまして、高速道路延伸などとあわせ高速道路の割引企画なども検討したいと考えております。

こうした総合的な取組が、玉城インターチェンジの活用促進、ひいては渋

滞緩和や周遊性の向上につながると考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） それでは、続きまして、御遷宮後の対策について、これから10年間を見据え、何点かお伺いいたします。

先日、富山市を訪問いたしました。富山市では、L R T、次世代型路面電車システムと呼ばれる低床型の路面電車、富山ライトレールが走っており、私も乗車いたしました。まちとなじみ、また、動力が電気ですので排気ガスがなく、環境にも優しい取組だと感じました。

伊勢市におきましても今年度から、E V、電気自動車の活用に向けた検討が始まっていると聞いております。私はかねてから、例えば外宮から内宮まで、かつてのように路面電車を走らせるなど、名物ともなり、エコにもなり、公共交通機関が利用促進され渋滞解消につながるような提案をしております。ぜひ今後に向けて御検討いただくことを要望いたします。以前に質問いたしました、県はなしのつぶてでありましたので、今回はぜひ御検討をいただきたいと思っております。

さて、先々週14日、ジャパン・フィルムコミッションの総会が兵庫県で開催をされ、来年度の総会の開催地が、伊勢市二見にあります賓日館に決まりました。県と連携して誘致を図ってきました伊勢志摩フィルムコミッションの代表として、私はこれを機会に三重県がさらに映画のロケ地として選ばれることを期待いたしております。

8月には、南勢から東紀州にかけて、みえの国観光大使でもあります瀬木直貴監督によるロードムービー「ROUTE42」の撮影、制作が行われました。また、鳥羽市の神島では三島由紀夫の名作「潮騒」がこれまで5回も撮影されており、先日、私はある会社のプロデューサーに会って、平成版「潮騒」の制作の検討を依頼もしてきました。

映画やテレビドラマのロケ地として使われるということは、地域の協力も必要であり、地域の人々が地域を見直すとともに、地域の魅力が自信につな

がり、地域振興だけではなく、何より観光振興につながると思われます。

知事は政策集の中で、三重県を舞台にしたドラマ、映画、コマーシャルを10本以上誘致とうたっていらっしゃいますが、一向に見えてきません。いつ実行されるのか、その思いはどこにあるのか、お伺いします。

また、新たな観光客を呼び込むためには、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズムをはじめ、ニューツーリズムによる観光振興が肝要です。伊勢志摩は、その美しい風景から、国際会議などコンベンションツーリズムに最適な地域だと思えますし、滞在型観光もぜひ推進したいところであります。県はどう考えていますか。

人と自然のふれあい、スポーツや健康など、テーマのある観光は地域の特性を生かし、地域活性化にもつながっています。その中でも三重県は、豊かな自然と変化に富んだ地形を生かし、ターゲットを絞り込み、自転車やマラソン、トライアスロンなど、スポーツで誘客を図ってはどうかと考えます。

また、促進していくためには、スポーツコミッションを立ち上げ、大会などの誘致や地元調整を専門的に行っていく必要があると思えますが、スポーツツーリズムの振興についての知事のお考えをお伺いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ロケの誘致とスポーツツーリズムについて答弁させていただきます。

まず、ロケの誘致でありますけれども、現在、県内では八つのフィルムコミッションが設立されておりまして、11月には四日市でも設立が予定されております。また、映画につきましては、昨年からは伊賀市において「Another」、菟野町において「Good Luck」、尾鷲市において「千年の愉楽」などのロケが行われています。映画のほか、ドラマ、CMなどを加えると、平成23年度は、県が把握しているだけで63本の撮影が行われたと聞いています。

こういった機運をさらに加速していくために、先ほど議員から触れていただきましたが、来年のジャパン・フィルムコミッション総会を伊勢市の賓日

館に誘致いたしました。また、現在、これまでのロケ地を中心としながら、三重の魅力あるロケ候補地を盛り込んだロケ地ガイドブックを作成しているところであります。

これらをきっかけに、全国のフィルムコミッション関係者や映画関係者に、伊勢志摩及び三重のロケ地としての魅力をPRしていきたいと考えております。映画やドラマの舞台となることは、映像を通じてその地域の魅力を多くの人たちに知ってもらうことができるというメリットとともに、地域の人たちが自分たちの住んでいる地域の魅力を再認識し誇りを持つことで地域が元気になるという効果が期待できます。今後もロケの誘致とともにロケ地めぐりで誘客を図り、観光振興につなげていきたいと思っております。

一向に見えないという御指摘がありました。例えば、今度3月、向井理さんと宮崎あおいさんで「きいろいゾウ」とか、この9月30日も「ヤアになる日」とか、今、先ほども申しましたけれども幾つかありますが、PRが足りないということなのかもしれませんが、一向に見えないという現状ではないんじゃないかというふうに思います。

さて、スポーツツーリズムの振興についてでありますけれども、スポーツは、オリンピックに見られますように人々に夢と感動を与えるとともに、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感の醸成や地域経済の発展にも寄与するものです。そのため観光庁では、スポーツを通じて新しい旅行の魅力をつくり出し、外国人観光客や国内観光を活性化させるスポーツツーリズムを推進することとしています。

このような中、本年4月には観光庁が中心となり、メディア、旅行エージェント、広告代理店、スポーツ競技団体、学校、行政などで構成される日本スポーツツーリズム推進機構（JSTA）が発足したところであり、本県も参画、情報収集を行っているところであります。ちなみに、これに参画している自治体は5県2市だけであります。

また、本県では現在、スポーツイベントの誘致や開催に向けて、組織づくりや運営の支援を行うため、日本スポーツツーリズム推進機構の協力を得て

市町にアドバイザーを派遣するスポーツコミッション推進事業に取り組んでおり、今年度は鈴鹿市と紀北町においてアドバイザーによる現地調査を行うこととしています。さらに、今後は、関係団体、企業等の様々な主体によるみえのスポーツ・まちづくり会議（仮称）を設置し、スポーツを通じた地域の活性化についても検討を進めることとしております。

既に県内でも、今年3月に発足し、全国七つの主要サーキットや関係団体、自治体で構成されるモータースポーツ観光活性化全国協議会に参画する鈴鹿市をはじめ、約1万人の参加者があるお伊勢さんマラソンに取り組んでいる伊勢市や、ソフトボールやラグビーなどスポーツ合宿等の誘致を推進している熊野市なども見られます。

今後、スポーツと観光分野との連携を強め、地域の資源とスポーツを融合させ、地域の活性化に一層取り組んでいくことが必要であります。県としましては、ニューツーリズムの一つとしてスポーツ競技団体や市町等とも連携を図り、スポーツを通じた新たな魅力の創出、スポーツを核とした交流機会の増大を図ってまいりたいと考えております。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 次に、次の御遷宮までの20年間を見据え質問いたします。

三重県は現在、海女や忍者をテーマに世界に情報発信するモデル事業についても取り組んでおられます。とりわけ海女につきましては、市町や教育委員会、農林水産部とも連携し、ユネスコの無形文化遺産登録に向けて鋭意取り組んでおられるところであります。

前観光庁長官、溝畑宏氏は、世界遺産としての位置づけも重要であるが、欧米ではナショナルパークとしての位置づけも価値が高いとおっしゃって見えます。以前、私は伊勢神宮の世界遺産登録を提案いたしました。伊勢志摩地域は戦後初の国立公園であり、日本有数の美しい自然があります。海女に続き、美しいリアス式海岸や、例えば神宮林などの豊かな自然の世界遺産の登録に向けた取組を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、これからは海外からの観光客も視野に入れ、他県と連携した広域的

な取組もさらに重要になってくると思います。これまでもいろいろな取組んでいらっしゃいますが、例えば、近いところでは愛知県、岐阜県と、歴史や文化、産業などのテーマで広域観光ルートを造成したり、観光マップを作成する取組も必要だと思います。また、少し離れてはいますが、ともに古い伝統と文化を持つまちとして、古都京都と神都伊勢が連携していくことも考えられると思います。

東海3県のデータを比較しますと、観光入り込み客数は、国の共通基準による統計によりますと、震災の影響のない平成22年で、愛知県8951万4000人、岐阜県3823万2000人、三重県2711万9000人となっています。また、観光消費額は、愛知県5699億円、岐阜県2756億円、三重県2486億円です。それに比べまして県の観光予算は、施設の管理費や環境整備費を除くと、平成23年で、愛知県が7億3025万円、岐阜県4億9958万円、三重県が5億8137万円、職員数は組織がそれぞれの県で異なるので一概には言えませんが、外部からの派遣も含め、愛知県が25人、岐阜県が28人、三重県が24人という状況であります。

私は、三重県は、観光は重要施策と言いつつもなかなか成果につながらず、取組としてまだまだ弱いのではないかと思います。このことについてもどのように検証されているのか、お伺いをします。

また、観光の取組を強化していくためには、何より重要なものは人材です。地域をよく知り、観光PRの手法やメディア等に精通した専門性の高い人材を養成していくことが観光振興には欠かすことができないと思いますが、行政は異動があるためなかなか育成することができません。これからの県行政における観光分野の人材育成についてどのようにお考えですか。

また、語学能力を生かし、地域の紹介を行う通訳案内士は現在、三重県に103名登録されていると伺っていますが、伊勢神宮以外では余り活用もされていないように伺っています。日台観光サミットの開催を目前に控え、通訳案内士の養成、活用について当局のお考えをお伺いします。

〔加藤敦央雇用経済部観光・国際局長登壇〕

○雇用経済部観光・国際局長（加藤敦央） 御質問を3点ほどいただいたかと思いますが、まず最初に、観光政策、ひいてはお金の部分も含めまして成果の検証をどうしているかということにお答えしたいと思います。

観光振興条例に基づく審議会でありますとか、そういった有識者の方々に観光振興について、例えば情報発信のあり方、あるいは三重ファン・リピーターの創出といったようなことで御意見をいただいております。この中で、冒頭ですけれども知事からも少し御発言がありましたが、様々な情報発信事業におきまして、マスメディアといいますか、新聞、雑誌、テレビなど、不特定多数へのあれもこれもといった情報発信をするのではなく、議員の御所見もございましたけれども、広域連携も含めましてテーマ性や物語性のある一定の特定層を狙った情報発信、あるいは一定のターゲットを絞った情報発信、特定少数者の心に届け、そこでリピートにしっかりつなげ、口コミで特定多数に広げていくといったような、そういった御意見をいただいているところでございます。

また、三重の魅力を、観光、食、文化、産業など、総合的に発信することで訴求力を高めることができるのか、さらには、県だけではなく、市町や観光協会、観光事業者など、地域の様々な主体と一体、一緒になって相乗効果を高める情報発信、あるいは情報発信力の高い首都圏等の活用といったようなこと、こういった御意見をいただいております、こういったことを踏まえまして、現在、官民一体となりました地域との、様々な主体との相乗効果を高めるといったようなことでのキャンペーンでありますとか、営業本部と一体となった首都圏等での情報発信ということでの取組を進めているところでございます。

2点目になりますけれども、観光分野に係る県職員の人材育成ということでございますが、現在、観光分野には、私どもの観光誘客課が中心になりますけれども、民間で観光関係事業を経験した職員や市で観光分野を経験した職員が人事配置としてなされております。また、9県3市が連携し中部地域の広域観光に取り組んでいる中部広域観光推進協議会等にも職員を派遣して

いるところでございます。

三重県行財政改革取組ロードマップが示されておりますけれども、ここにおいても、多様な組織との人事交流の推進など、人材育成のための制度、機会などの拡充が改革の方向性として示されております。観光分野におきましても、職員の視野と経験の幅を広げ、現場の視点から観光施策を推進できる人材の育成が必要と考えております。今後とも、中長期的な県職員の人材育成という視点から職員の派遣についても検討していきたいと考えております。

それから、3点目、通訳案内士の活用というようなことで御質問をいただきました。通訳案内士は、外国語を用いて旅行に関する案内をする業を営もうとするもので、現在、県内に103名登録されております。そのうち、英語が84名、中国語が8名、その他の言語が11名となっております。県では、海外からの旅行会社の視察旅行やメディアなどの取材旅行におきまして、通訳案内士を伊勢神宮などの県内観光地の案内や観光施設の魅力をわかりやすく紹介するために活用しているところでございます。

来年は、議員の御所見もございましたが、神宮式年遷宮、日台観光サミットの開催など、本県を訪れる外国人観光客も増えてくることが予想されます。通訳案内士の活用の機会も、それに増して増えてくるものだと思っております。県といたしましても、外国人の方が多く利用する県内の観光案内所におきまして通訳案内士の活用についての周知を図るとともに、県内視察などの機会に積極的に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） 伊勢志摩地域の世界遺産登録に向けた取組を進めてはどうかという御提案をいただきましたので御答弁を申し上げたいと思います。

伊勢志摩地域は、リアス式海岸や神宮林など、自然のつくった美しさと、伊勢神宮をはじめ、人とのかかわりの中で育まれた独自の歴史、文化が評価をされ、昭和21年には戦後初の国立公園に指定をされたところでございます。

この地域には、国指定名勝の二見浦をはじめとした景勝地や、国指定無形

民俗文化財の磯部の御神田等の祭り、さらには、県の民俗文化財である答志島の寝屋子制度など、独特な観光や文化が多くあり、歴史、文化の薫り高い地域として全国的にも知られているところがございます。

一方、伊勢神宮も含めた伊勢志摩地域が世界遺産として推薦されるには、国内において文化財保護法等によって保護されていることが前提となります。そのために、文化財保護法の適用による指定等や世界遺産登録の可能性について、所有者や関係する団体の意向も十分尊重しながら、関係機関との連携のもと、今後研究をしまいたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 最後に、「美し国おこし・三重」について質問いたします。

「美し国おこし・三重」の目的は特色ある地域資源を生かした自発的な活動の協創による自立・持続可能で元気な地域づくりとなっており、取組も既に4年目となっているところでありますが、果たしてその目的に向かっているのでしょうか。なかなか目に見える成果につながっていないのではないかと危惧をしております。御所見をお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、「美し国おこし・三重」の最終年に当たる平成26年には、県民力拡大プロジェクトとして、一つには縁博みえ2014、二つ目には三重県民大縁会、三つ目が会議、シンポジウムなどの誘致を考えてみえるとのことですが、具体的なイメージがつかめません。6年間にわたって実施してきました「美し国おこし・三重」の成果を未来につなげていくため、県民力拡大プロジェクトをどのようなものにしていきたいのか、いま一度具体的にお考えをお聞かせください。

〔藤本和弘地域連携部長登壇〕

○地域連携部長（藤本和弘） 「美し国おこし・三重」のこれまでの取組の成果について、まずお答えをさせていただきたいと思えます。

「美し国おこし・三重」につきましては、取組開始以降今年の8月末まで

に2100回を超えます座談会を開催いたしております。そのかいがございまして、現在404グループにパートナーグループとして登録をいただいているところでございます。あわせまして、平成22年度からはテーマに基づき三重県全県的に取り組む美し国おこしを展開しております。これまでに三つのテーマにつきまして展開をしてきたところでございます。

こうした取組の結果、一つは、昭和初期までに伊勢地方一円で生産されていきました擬革紙を復興させた玉城町の参宮ブランド「擬革紙」の会、あるいは地元特産のトマトの加工品を商品化いたしました木曾岬町のごたーげさんなどのパートナーグループにおきまして、地域資源を活用した商品開発が行われております。

また、テーマに基づき全県的に取り組む美し国おこしへの参加を契機といたしまして、桑名市の桑竹会が中心となって竹林整備の大切さを訴えるイベントを経年的に実施しているところがございます。また、大紀町のI SOMON 6におきましては、地元の伝説を使いまして紙芝居をつくって、子どもたちに地域の歴史を伝える活動を継続しているところがございます。このように、パートナーグループの活用が自立、持続できるきっかけをつくってきております。

さらに、地域の間支援組織へのプロデュース業務を委託するなど、県外プロデューサーのノウハウを地域に残していくこととしております。グループの掘り起こしから活動の自立までを地域で支援していく仕組みが構築されつつあると考えております。

このように、パートナーグループを支援していく中で成功事例も出てきております。また、最近におきましてはパートナーグループの登録数も増加傾向にございまして、自立・持続可能で元気な地域づくりに向けての成果があらわれてきているものと考えております。

次に、県民力拡大プロジェクトについてでございます。

このプロジェクトは、6年間の取組の成果を県内外にアピールしまして、地域をよりよくしていこうとする三重の県民力を新たな時代に向かって拡大

していくために行うものでございます。

具体的には、平成26年の春から秋にかけて縁博みえ2014として、パートナーグループの日ごろの活動場所におきまして成果を披露することを基本といたしました集客交流イベントを県内各地で開催いたします。

次に、平成26年の秋には三重県民大縁会と称しまして、三重県営サンアリーナにおきましてパートナーグループの皆さんが一堂に会して、活動成果の発表や交流、また、その後の活動の継続についての展望を語り合う場としての開催を考えております。

もう1点は、地域づくり団体全国研修交流会三重大会、仮称でございますが、これを誘致いたしまして、三重県民大縁会とあわせて開催することにしております。このことにより、三重県の地域づくりを全国へ情報発信していくということにしております。

このように様々な主体による地域づくりを全県的な取組として展開し、集客交流の拡大を図りまして、さらなる交流連携につなげていく、そのことによって活動の継続や自立・持続可能で元気な地域づくりの出発点となるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

〇52番（中川正美） 続きまして、慢性腎臓病、CKD対策についてお伺いいたします。

腎疾患患者は年々増加傾向にあり、腎不全による死亡は死亡原因の第8位となっております。平成20年末には約28万人を超える人が透析療法を受けるなど、国民の健康に重大な影響を及ぼしております。中でも、腎機能低下が長期にわたり進行する慢性腎臓病、いわゆるCKDは、発症や進展に生活習慣がかかわっており、近年の科学的知見によれば生活習慣の改善や薬物療法等によって病気の進行予防が可能な疾患であります。

しかしながら、肝臓とともに沈黙の臓器と呼ばれる腎臓の病気では、初期は自覚症状に乏しいことなどから、医療現場においても見過ごしがちになっ

ております。また、自覚症状に乏しいことから、ほとんどのCKD患者は自分が病気であることを知らないとのことであります。CKDに対する県民の関心も一般的に低いのではないかと思います。

このCKDの推定患者数は、日本腎臓学会の推計によりますと約1330万人で、成人の8人に1人が罹患していると言われております。CKDが進行していくと透析が必要になるばかりでなく、動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳卒中を起こしやすくなります。つまり、数が多いだけでなく生命予後も悪いCKDは、まさに新たな国民病となっております。

慢性腎不全による透析を受ける状態になる前に病気の進行を阻止し、新規の透析患者の数を減少させること、さらに、CKDに伴う循環器系疾患や脳血管疾患、心筋梗塞等の発症を抑制することなどが必要であります。

CKDは、生活習慣の改善による発症の予防や、適切な治療により重症化を防ぐことが可能であります。そのためには、CKDについて正しい知識と理解を深めることが大事であると考えます。

他県では、講演会の開催によります最新情報の提供、ポスター掲示による普及啓発、インターネットによるCKDの情報提供など、幅広く情報発信を行っております。国におきましては、毎年3月第2木曜日は世界腎臓デー、腎臓の日にシンポジウムを開催したり、CKDに関する正しい知識等を国民に広く情報提供しております。県民に対しまして、CKDに関する情報や予防法等につきまして、県として普及啓発を行うべきではないでしょうか。また、患者団体、医師会、市町等の関係者によって構成される協議会を設置し、CKD対策に積極的に取り組んでいくべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

〔細野 浩健康福祉部医療対策局長登壇〕

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 慢性腎臓病に関します普及啓発と腎臓病対策への取組ということでお答えさせていただきます。

慢性腎臓病とは、たんぱく尿など腎臓の障がいがある、あるいは腎機能が低下しているという状態が3カ月以上持続している場合と言われております。

この慢性腎臓病につきましては、議員から御紹介もありましたとおり、透析を要する腎不全の予備軍であること、それから、心筋梗塞や脳卒中などの心血管疾患等に対する重大な危険因子であること、それから、推定患者数も1300万人にも及ぶと言われておりまして、まさに生命や生活の質に支障を来す新たな国民病と言われております。

こうしたことから、国では平成19年度に腎疾患の対策検討会が設置されておりまして、これを受けて平成20年3月に今後の腎疾患対策のあり方がまとめられました。これを受けまして、慢性腎臓病に関して医療関係者向けのガイドラインの作成とか普及など、医療水準の向上に向けた取組が進められているところでございます。

全国各地でも患者等一般向けの講演会などの普及啓発活動が実施されておりまして、本県においても3月の、御紹介がありました第2木曜日の世界腎臓デー、これに合わせまして開催されております市民公開講座を後援するなど、あわせてポスターやチラシの掲示とか普及啓発に努めているところでございます。

現在、県では次期の健康づくり総合計画を策定中でございまして、慢性腎臓病の予防対策、これを糖尿病や高血圧の対策とあわせて取り組むこととしたしまして、医師会や市町と連携して、生活習慣の改善に向けた普及啓発、特定健診や特定保健指導の受診率向上等を進めまして、県民の慢性腎臓病の予防に関する意識向上を図りたいと考えております。

また、現在、公衆衛生審議会等でも生活習慣の改善に関する取組等を御審議いただいておりますので、そういった場でも関係の方々と一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。

私ごとで恐縮でありますけれども、実は私は子どものときに母を腎不全で亡くしました。そういうことでございますので、この腎臓病は私のライフワ

ークとなっておりますので、この質問をさせていただいたわけでありませう。残念ながら積極的に取り組むという御答弁をいただけなかった。ぜひとも心の底からこの協議会を設置してもらいたいと心からお願いしたいと思ひます。

一つその提案をさせていただくわけでありませうけれども、CKDを進行させる代表的な病気の一つが糖尿病であります。腎不全となり透析療法が必要となります原因の4割、第1位が糖尿病であるわけでありませう。したがって、糖尿病はCKD対策の重要課題の一つであるわけでありませう。この糖尿病を早期に発見するためには、市町で行われております特定健康診査の必須検査項目に、難しい言葉で恐縮であります、ヘモグロビンa1c、これを加えるように県として各医療機関へ働きかけていただきたい。切に要望いたしましてこの質問を終わらせていただきたいと思ひます。

最後に、畜産業の振興についてでありますけれども、三重県は、北海道や宮崎県、鹿児島県などの畜産主産地と比べれば畜産県とまでは言えませんが、本県の畜産業は県の農業産出額の約3分の1を占め、部門別では第1位となっております。具体的な品目を見れば、松阪牛や伊賀牛、熊野地鶏が三重ブランドに認定されていますし、そのほかにも、大内山牛乳やみえ豚など、多くの畜産ブランドが確立をされています。

さらに、農家1戸当たりの経営規模では、酪農では97頭で北海道に次いで全国第2位、肉牛は第5位、養豚は12位、採卵鶏は11位といずれも全国上位でありまして、輸入畜産物を含めた厳しい競争の中で農家数は相当減ってきておりますが、それぞれの農家が規模拡大を図りながら頑張つて三重県の畜産を支えていただいている、そんな状況にあります。

そして、全国有数の経営規模でありますから、個人経営、法人経営、経営の形態は様々であります。畜産農家の多くが近隣の人たちの雇用の場になっておりまして、私は、三重県の畜産業はまさに地域を支えている重要な産業であると思ひています。そうした大切な本県の畜産業を安定的に発展させていかなければならない、そんな思ひから幾つか御質問をさせていただきた

いと思います。

一つ目は、鳥インフルエンザについてであります。

御承知のとおり、平成23年2月16日に紀宝町で、2月26日には南伊勢町で、それぞれH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。県や町の職員をはじめ、関係団体や建設業界の皆さん、南伊勢町では自衛隊の皆さんなど、多くの方々の御努力によりまして非常に短期間で埋却処理を済ませ、鶏や卵の移動制限を解除することができました。

そして、平成23年4月には、宮崎県での口蹄疫や本県を含めた全国各地での鳥インフルエンザの発生等を踏まえて、家畜伝染病の発生の予防、早期の発見、通報及び迅速、的確な初動対応に重点を置いて防疫対応を強化する観点で、家畜伝染病予防法が一部改正されています。

この法律改正によりまして、口蹄疫や鳥インフルエンザ発生時の家畜の処分に必要となる埋却地を確保することが求められております。県内の養鶏農家ではこの埋却候補地は大体選定されているとも聞き及んでおりますが、養鶏場と埋却地の位置関係や鶏を運び出す場合の動線はどうなっているのか、また、仮に円滑な埋却処理が困難であると推測されるケースでは、例えば市町の一般廃棄物焼却施設で燃やすといったことについても事前に想定しておくべきではないでしょうか。

そこで、本県での鳥インフルエンザの発生がないことを祈るわけでありませうけれども、万が一の事態に備えた県内の養鶏農家における鶏の処分方法の想定を含めて、初動体制の整備状況についてお伺いをいたしたいと思います。

続いて、飼料増産に関する県内の取組についてであります。

近ごろ新聞紙上等をにぎわせている話題の一つに、日本が飼料用トウモロコシの約9割を輸入している米国で、コーンベルトと呼ばれるアイオワやイリノイ州などが半世紀ぶりの歴史的な干ばつに見舞われ、トウモロコシが枯れ上がっている。トウモロコシの国際価格の高騰や十分な数量が確保できない事態に陥った場合にはすぐさま配合飼料価格にはね返り、日本の畜産農家が打撃を受けることは言うまでもありません。

米以外の穀物の相当量を海外に依存する日本にとりましては、地球規模での気象変動が顕在化し異常現象が頻発化している現状と世界人口の予測を見れば、穀物輸出国での作況に一喜一憂する状況に一定の歯どめをかけなければならぬ、そんなことを強く再認識させられるところであります。

私はこうした問題については国家の責務として一定のセーフティーネットを準備すべきであると考えておりますが、他方、県におきましても、畜産農家の皆さんが安心して経営を続けていけるように独自の対策を講じなければならぬと考えます。

具体的に申し上げますと、畜産農家の皆さんが必要としている家畜飼料について、その増産をどのように図っていくのかということであります。この点について県の考えをお聞きしたいと思います。

次に、三重県の畜産農家の経営規模が全国トップクラスであることは最初に触れましたが、見方を変えれば、少し乱暴な言い方ではありますが、経営規模を拡大することで経営を発展させていく余地は余り大きくないと思います。こうした中で、畜産農家の皆さんがさらに経営の発展を目指していくには、経営の多角化、すなわち6次産業化による付加価値向上が必要ではないでしょうか。

伊賀にあるモクモク手づくりファームは全国的にも有名ですし、玉城町のふるさと味工房アグリでは、新鮮な豚肉をはじめとして、様々な農産物が買える直売所としてにぎわっています。私はこうした状況を見るにつけ、三重県の畜産農家は6次産業化について十分なポテンシャルを持っていると感じております。

そこで、畜産問題の最後になりますけれども、本県の畜産農家のさらなる経営発展に向けて畜産経営の6次産業化をどのように進めていかれるかについてお伺いをします。

〔梶田郁郎農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（梶田郁郎） 畜産振興の関係で3点御質問いただきました。

まず、高病原性鳥インフルエンザの発生時の県の初動体制の整備状況につ

いてでございます。

高病原性鳥インフルエンザの発生時の対応につきましては、平成23年時の発生時の対応を検証した上で、防疫作業に従事します県職員の派遣体制ですとか関係機関との連携体制を大幅に見直しまして、対応マニュアルを改訂しています。それによりまして、初動体制の迅速化を図っているところでございます。

また、初動防疫に必要な防護服、防疫服等の備品を中央家畜保健衛生所に備えるとともに、農場内で埋却できない鶏を円滑に輸送できます密閉容器を備蓄しまして、大型移動焼却炉とか既設の焼却炉を活用しまして、農場から離れた場所での焼却処分にも対応できるよう体制を整備したところでございます。

高病原性鳥インフルエンザの発生時の鶏の処分地につきましては農家において確保するとされておりますが、現在、県内全ての農家におきまして、埋却や焼却の候補地が選定されております。中には農場から離れた候補地も含まれておるところでございます。このことから、万が一の際の埋却や焼却を円滑に進めるため、農場ごとに基礎資料としまして、候補地と農場との位置関係とか輸送の動線、それから畜舎の配置等を図示しましたカルテを作成しておるところでございます。

今後とも、埋却や焼却の処理が確実に実施できるよう、候補地や焼却施設の詳細な調査ですとか調整を行うとともに、高病原性鳥インフルエンザの発生を想定しました訓練の実施などによりまして、市町をはじめ、様々な関係団体との連携強化を図りながら初動体制の充実強化に取り組んでまいります。

次に、本県畜産農家の経営安定に向けての家畜飼料の増産の取組についてでございます。

我が国の家畜用飼料の多くは海外に依存しておりまして、安定的な畜産経営を確立する上でも飼料自給率の向上が課題ということでございます。

本県におきましても同様に飼料自給率の向上が求められておりまして、本県は農地に占める水田の割合が高いということで、自給率を高めていくため

には、増産していくためには水田の活用が特に重要であるというふうに考えております。そのため、稲作農家と畜産農家との連携を促す中で、戸別所得補償制度も活用しながら、水田におけます飼料用米と稲ホールクロップサイレージの生産技術の普及、それと、面積の拡大を図ってきたところでございます。

その結果、平成20年度から平成24年度の5年間で、飼料用米の作付面積は23ヘクタールから553ヘクタールと約24倍に拡大しているところでございます。稲ホールクロップサイレージにつきましては、94ヘクタールから173ヘクタールに約2倍に拡大しているところでございます。飼料用米につきましては養鶏農家を中心に、また、稲ホールクロップサイレージにつきましては酪農農家を中心に利用されている状況でございます。

今後とも水田を活用した飼料生産をより一層拡大していくため、稲作農家と畜産農家との連携、マッチング、自給飼料の円滑な流通体制の整備、自給飼料の畜産農家におけます利用技術の改善などに取り組みまして、農家とか関係団体と一体となりまして、県内におけます家畜用飼料の増産に努めてまいります。

最後でございますが、畜産農家の経営安定におきまして6次産業化の取組をどう進めていくかということでございます。

本県の畜産業は、松阪牛、伊賀牛など、全国に通用するブランドを有しておりますが、これをさらに発展していくためには、こだわりのある畜産物を生産するとともに、加工して付加価値を高めることですとか売り方を工夫するなど、6次産業化の取組が大変重要であると思っております。このため、県では、消費者の嗜好に合う品種の開発ですとか、三重ブランドアカデミーによりまして商品力を高める取組ですとか、レストランでの販売拡大などに取り組んでいるところでございます。その結果、三重ブランドに認定されました熊野地鶏などが新たに商品化されているところでございます。

しかしながら、6次産業化につながっている事例はまだ少なく、消費者ニーズを捉えました売れる商品づくり、これに取り組んでいくことが重要であ

らと思っております。そのため県では、国の6次産業化に対する支援も活用しながら、みえフードイノベーションネットワーク、これを活用しました売れる商品づくりを支援するとともに、引き続きバイヤーとのマッチングですとか首都圏での情報発信によりまして販路開拓に取り組みまして、畜産経営の6次産業化を進めてまいります。

以上でございます。

〔52番 中川正美議員登壇〕

○52番（中川正美） 御答弁いただきました。

2年前でありますけれども、平成22年4月、宮崎県で口蹄疫が発生し、多くの牛が殺されました。私も三重県の家畜協会の関係で宮崎県の農家の人にお会いしました。その話でありますけれども、牛は1頭ごと、顔も性格も違う、愛情を持って育てた牛が殺され、農家の方々の苦悩をしみじみと感じたわけなんです、その中で一つ私の脳裏から離れない話があるんですが、それは子牛を産んだばかりの母牛の話なんです。普通は注射1本も打つと大体10分ぐらいで死ぬそうです。しかしながら、3本打つても母牛は死なない。それは、子牛が息を引き取ったのを見てようやく死んでいくと、こんな母牛の話聞いて大変感動したんですけれども、牛も人間も同じ心を持っておるんだなど、こんなことをつくづく感じさせていただいて、ぜひともこういう事態が起こらないようにお願いしたいなど、こんなふうに思わせていただきます。

先ほど申し上げましたように、三重県の畜産農家の皆さん方が大変頑張っていたいておりまして、本当に経済効果というのとははかり知れないほど大きいものがあると思います。県当局におかれましても、ぜひとも畜産振興について引き続き力を入れていただきますよう心からお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。まことにありがとうございます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 29番 稲垣昭義議員。

〔29番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○29番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義と申します。議長の
お許しをいただき、一般質問の機会をいただきまして感謝を申し上げます。

本県議会では来年から通年議会ということを導入するという方向で決めて
おることもありまして、恐らく長い三重県議会の歴史の中でも第2回定例会
というのはこれが最後なのかなということも思いながら、その記念すべき最
後の第2回定例会で質問、議論をさせていただきますことを光栄に非常に思
っております。

それでは、早速議論に入らせていただきたいと思いますのですが、本県では今年
度、成長著しい中国、東南アジア市場への展開を目指す県内中小企業を支援
するため、現地及び国内にサポートデスクを設置し、支援体制を構築するた
め、上海とバンコクに海外展開の拠点を設置されました。9月13日から16日
にかけて、知事は上海、バンコクを訪問し、現地のサポートデスクを訪問さ
れるとともに、三重の魅力発信やトップセールスを行ってきたと聞いていま
す。

知事提案説明の際に、特にタイにおいてはタイ政府工業大臣と面会し、タ
イ国内への投資に関する優遇政策を担当するタイ投資委員会との間で産業連
携に関する覚書締結に向けての合意を得ることができたということなどをお
話しいただきました。

先日、彦坂議員が、サポートデスクは丸投げではなく県庁内に人材をしっ
かり育てることも重要だということを指摘されており、私も全く同感でござ
います。そこで、まずお伺いいたしますが、今回、この上海、バンコク訪問
で、今後の本県の海外展開戦略について知事が感じたことをお聞かせいた
だきたいと思えます。

次に、今後の中国展開において私の提案をさせていただきたく思います。

中国に雲南省というところがあります。9月7日には大きな地震で80人以
上の方がお亡くなりになり、70万人以上の方が被災されたとのことで、心か
らお見舞いを申し上げます。1枚地図を持ってこさせていただいたんですが、
（パネルを示す）雲南省ってなかなか、どこやろうなという方もみえると思

いますので、中国のこのあたりです。色の塗ってあるところ、ここが雲南省になります。ちょうど内陸のあたりになります。

この雲南省についてですけど、中国政府は沿岸部に比べて経済発展されていないこの内陸部について戦略的、集中的に予算を投入する方針を示しており、特に本年、国務院は雲南省に関する新しい経済開発方針を決定し、今後10年で雲南省を中国のASEAN諸国、アジア諸国との連携強化の橋頭堡と位置づけ、数々の優遇措置、優先的な国家予算配分を行う施策が明らかとなりました。

本年6月28日には昆明長水国際空港がオープンしましたが、先ほどのこの地図でいくと、（パネルを示す）このあたり、昆明長水国際空港と書いてありますけど、このあたりにその空港があります。その昆明長水国際空港が今年オープンしましたが、この空港はターミナルとしては中国で北京に次いで第2位のもので、4500メートルの滑走路が2本あり、最新鋭の物流システムとなっております。今後、ヨーロッパ、中東、アフリカに向けたユーラシアのハブ空港として成長することが見込まれ、周辺96平方キロメートルを新昆明市として今後都市開発がなされます。

この雲南省の地理的の魅力は、もう一度この地図を見ていただくとわかるんですが、（パネルを示す）インドとか東南アジアと非常に距離が近いということで、そういった地理的な要件に加えて、この雲南省では4500万人の人口がここにおりまして、地域GDPは約1100億ドルということで、最近成長が著しいと言われて期待をされておるベトナムよりも高く、そしてまた、ミャンマーの3倍、カンボジアの9倍の規模であるとのこと。

日本では余りこの雲南省は注目されていませんが、ヨーロッパでは東南アジア進出の拠点として企業が多く進出してきています。本県としても、タイに戦略拠点を置いたり、あるいは今後ベトナムやミャンマー等それぞれの国を見てサポートデスクを考えるのではなく、東南アジアを面で捉えてみる視点が大事ではないかと考えます。

そこで提案ですが、雲南省にサポートデスクを置いてはどうかとまでは言

いませんが、上海市に、雲南省を支援し、上海市の浦東新区にある唐鎮というところに唐鎮アジア文化村構想が計画され、上海市内にて雲南省との窓口となるエリアがその上海市の唐鎮という場所に企画をされています。また、唐鎮は既に日本企業発展センター等が展開されており、日本の企業から注目されている地域で、2015年にオープン予定の上海ディズニーランドの予定地から約4キロという立地条件であります。

本年設置した上海での本県のサポートデスクの役割として、受け身ではなく、ぜひこの浦東新区の唐鎮の情報を積極的に収集するよう努めていただきたいことと、今後、雲南省に注目したサポート体制を強化すべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

また、先日、私たち新政みえでは東ヨーロッパ視察団を結成し、ポーランドとチェコ等を訪問いたしました。東ヨーロッパは2000年以降日本の企業進出が進み、ポーランドではこれまでに268社が進出し約4万人の雇用を創出しており、チェコでは263社が進出し約4万5000人の雇用を創出しています。

現地に進出されている企業の皆さんの話を聞くと、東ヨーロッパは西ヨーロッパとロシアといった強大な市場の間にあり、また、今後北アフリカの市場を展望することができる位置にあることと、多国籍な言語を話すことができる優秀な労働力を比較的安価に得ることができるといったメリットもあり、今後さらに進出企業は増えるのではないかとのことでした。

知事はたしか平成24年度の当初予算要求の段階で海外サポートデスクを5カ所想定しており、予算との兼ね合いから今年度は上海、バンコクの2カ所でスタートしたと記憶をしておりますが、来年度以降さらに増やしていきたいと考えているのか、また、もし増やすのであればどの地域を考えておられるのか、また、東ヨーロッパについてはどのように捉えているのかもあわせてお伺いをしたいと思います。

幾つか質問、あるいは提案をさせていただきましたが、御答弁をよろしく願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 海外展開戦略の関係で、今回のミッションで感じたこと、それから、サポートデスクの今後のあり方、それから、雲南省、東ヨーロッパについての見解という御質問だったと思いますが、順次申し上げさせていただきます。まず、このたびの上海・タイミッションでは、現地進出日系企業や政府関係者との意見交換を通して、アジアダイナミズムのうねりの中でシフトする経済重心や生産供給地から消費市場へ大きく転換しつつある現状をこの目で確かめ、直接肌で感じ、県内中小企業に大きなチャンスが潜在していることを改めて実感してきたところであります。今後はサポート拠点を広げる海外消費市場の面的な支援拠点として捉えて、しっかりと取組を展開してまいりたいと考えております。

7月に訪問しました台湾につきましては中国をはじめ大中華圏を見据えたキーとなる拠点、今回のタイについてはASEAN地域のハブとなるキーの拠点として捉え、さきに締結した台日産業連携推進オフィスとの産業連携に関する覚書や合意に至ったタイ投資委員会との覚書を活用して、県内中小企業のビジネス展開を積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、今回のミッションでも実感してまいりましたが、アジアを中心とした新興国などの経済情勢は、現地の高い消費意欲に支えられた新たな巨大消費市場の出現、地域によっては汎用品の大量生産から高付加価値製品の製造への変化、日系企業の現地取引の増加など、加速度的に変化し続けていると認識しています。三重県経済の発展のためには、その変化の波を的確に捉え、チャンスをつかむための基盤づくりが必要であると考えております。

こうしたことを踏まえまして、現在のサポート拠点、この活用をしていくという方向に加えまして、新たなキーとなる拠点の検討などにつきましては、海外情勢の動向を見きわめつつ柔軟に機動的に検討してまいりたいと考えております。

雲南省の件でありますけれども、議員御指摘ほどに詳しく、私、存じ上げていなかったわけですが、今回上海に設けさせていただいたサポートデスクは中国全体を一応見ると。上海だけに来る県内中小企業ではなくて中

国全体のことをカバーするという使命を負っておりますので、先ほど議員御指摘があった、上海に、近くにできる情報拠点、そういうところの情報収集などをするようにサポートデスクのほうにも言って、また、それをフィードバックしてもらうようなことを提案しておきたいと思います。

あわせまして東ヨーロッパの関係でありますけれども、そういえば私どものところにも、ポーランド、フィンランド、オーストリアの大使館の方々が、経済担当の方々が来ていただいて意見交換をさせていただきました。

世界全体をどこもかしこも全部同時にできればいいんですけども、そういう人的・財源的余裕ありませんので、ヨーロッパについては県内の特に中小企業が付加価値を高めるためのパートナーとしての、消費市場とかというよりは、進出する拠点というよりは技術の提携などのパートナーとしてのドイツ、フランスを中心に、これまでのネットワークもありますのでやっていきたいと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、海外情勢はどんどん変わっていきますので、その情報収集には積極的に努めていきたいというふうに考えております。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） 今、御答弁いただきまして、サポートデスク、今年からですので、上海とバンコクということでスタートして、国際情勢は本当にいろいろ変化も激しいということで、しっかり的確に捉えて対応いただきたいと思えますし、特に、先ほど提案もさせていただいた上海に進出するに当たって唐鎮というところにちょっと注目もさせていただいて、これからやっぱり中国の内陸部の開発という部分は非常に魅力もあると経済的な交流をしていく意味では感じますので、ぜひ情報収集を積極的にしていただければなと思っております。

それでは、次に、小規模事業者振興条例の制定について提案をさせていただきます。

この条例については、私も昨年議場で議論をさせていただきましたが、私も新政みえの議員が何度も議場にて提案をさせていただいております。

本年6月の中村議員の一般質問の際には知事は、「中小企業振興条例の策定につきましては、今後、みえ産業振興戦略の最終取りまとめを行い、その方向性を踏まえた具体的な施策を展開していくとともに、引き続き、職員の企業訪問による徹底した現場ニーズの把握に努め、戦略をフォローアップし、ローリングしていく中で、条例化も視野に入れて検討を進めてまいりたいと考えております。」と答弁をされています。その際に知事は、今後はものづくりの強みを生かした産業政策に加え、サービス産業に関する政策にも力を入れ、両輪として取り組んでいきたいと答弁をされ、本年4月の組織改正においても、全国に先駆けて雇用経済部にサービス産業振興課を新設したところであり、サービス産業という課の名前がつくのは本県を含め4府県しかありませんと語っていただきました。ものづくり産業とサービス産業を産業政策の両輪として今後展開していくということは、私も大賛成であります。

サービス産業とは、代表的には小売り、飲食、宿泊等であろうと思いますが、サービス産業の振興の重要な要素は商店街の振興ということでもあろうかというふうに考えております。

私ども新政みえでは先日、各団体からの要望聞き取りを行わせていただきましたが、三重県中小企業団体中央会のほうから商店街活性化への支援ということで様々な要望をいただいた中に、大型店等が地域の商業団体等へ加入し、まちづくりや地域社会貢献など、積極的に協力することを条例等で定めることとの要望をいただきました。

詳細を新政みえの政策局で調査をしましたところ、神奈川県では神奈川県商店街活性化条例が平成20年に制定され、その第4条に「事業者は、商店会が実施する商店街の活性化を図るための事業又は地域貢献等の取組に積極的に参加するとともに、応分の寄与をすることにより、当該事業又は取組に協力するよう努めるものとする。」との規定があります。また、北海道では北海道地域商業の活性化に関する条例が本年3月に制定をされ、その第5条に事業者の責務として神奈川県と同様の規定があります。

このような大型店等に地域の商業団体や商店街への加入を促す条例の必要

性は、知事の言うところの祭りやまちおこしなどの地域とのつながりを強める中小・小規模事業者の取組を力強く支援していくなど、アクティブカンパニーの取組を支援していくことにつながると考えます。

そこでお伺いをいたしますが、7月にみえ産業振興戦略が策定されたことを受けて、サービス産業振興に力を入れるため、このような具体的に商店街を活性化することを定めることや、本県のものづくり産業を支える小規模事業者の課題解決を具体的に書き込んだような内容を持つ小規模事業者振興条例を制定すべきと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 小規模事業者の振興に関する条例についてということですが、小規模企業を取り巻く環境は、国内需要の減少、取引構造の変化、新興国の台頭、震災、円高などにより厳しさを増しています。しかし、小規模企業は地域に根差した存在で、地域の雇用や社会をしっかりと支え、地域経済に活力と厚みをもたらす重要な存在であり、小さいがゆえに柔軟で機動的な活動が可能です。

これまで県としましては、商工団体による創業や経営革新、販路開拓等の支援を行ってまいりました。商店街活性化につきましては従来、商業者による取組への支援が中心でしたが、商店街が地域の生活インフラであり、必要な施設であるという認識を地域住民の皆さんにも共有していただき、ともに活性化に取り組んでいく機運を醸成しているところです。このため、商業者や市町、住民、学生など多様な主体が話し合う場づくりを、津市、亀山市、四日市市と連携して進めており、そのほか、伊勢市、松阪市、名張市からもそのような場づくりについての相談を受けているところであります。

市町、地域住民など多様な主体が連携した活気ある取組が地域外からの集客を実現し、小規模企業がその潜在力、底力を発揮し元気になっていくことが地域にとって必要と考えております。今後、このような小規模企業の自発的な挑戦を推し進めたり、地域に貢献する小規模企業をアクティブ・カンパニーとしてみえ産業振興戦略にも位置づけ、しっかりと支援し、経営上の課

題へのきめ細かな対応を行うとともに、商工団体の小規模企業支援機能の再生強化、若手人材の育成確保、新たな販路開拓等の支援、きめ細かな資金調達手段の整備なども進めていきます。また、このような取組を進めていくための機運醸成や意識啓発を図るため、中小・小規模企業の経営力、活力の向上に向けた課題と今後の施策のあり方を討議する、国の中小企業庁主催のちいさな企業未来会議を年内にも本県に誘致したいと考えております。

さらに、引き続き5000社アンケートや1000社訪問などにより現場の声をしっかりと聞き、どのような中小企業振興策が有効か検討し施策に反映していくとともに、御質問いただきました条例の関係につきましては、これまでも議会におきましても様々な会派の方から議論をいただいておりますけれども、みえ産業振興戦略を策定したことを契機として、そこに明記しました趣旨、理念などを関係者が共有し、施策を継続的かつ計画的に具現化していくためにも、中小企業振興条例を制定するという方向で、その内容等の検討に着手していきたいと考えております。

なお、検討に当たりましては、現在、県議会において三重県地域産業振興条例の検証が行われております。あわせて、国において現在、中小企業基本法や小規模企業支援法の改正に向けた議論が行われております。これらの検証、検討結果を踏まえることも必要であると考えておりまして、整合を図りながら検討を進める必要があると考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 御答弁の中で最後に、制定をする方向で具体的検討に入るという力強い答弁をいただきまして、当然それには、今、これまでも県議会での議論の積み重ねもありますし、そしてまた、三重県地域産業振興条例を、これは私も制定のときに議提でかかわらせていただきましたけれども、それも大分、時代背景も含めて変わってきているので、県議会の中で中嶋座長を中心に検討いただいておりますので、その方向性をしっかりと見据えて、今の実態に合った、本当に小規模事業者、あるいは中小企業のニーズに合った条例をしっかりと制定いただけるということで非常に力強く感じております

し、ぜひ私も、今提案させていただいた商店街の振興等も含めた中身を入れていただいた内容にしていなければならないというふうに思っております。また、その制定に、これから具体的な中身についてはしっかりまた議論させていただいてよりよいものにさせていただければなどというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

また、先ほどちいさな企業未来会議の誘致もというお話もいただきましたので、これ、私も正直詳細を余り詳しく存じ上げておりませんが、こういう国からの取組をしっかりとこの本県のほうにも引っ張ってきていただけると、そういう取組も一方で大事だというふうに思っています。地元の企業の課題解決と、やはり国の取組もしっかり見据えながら、それをマッチングしていただけるというのも重要だと思っています。それも重ねてこれからも期待していきたいなというふうに思っています。

それでは、もう1点、策定されたみえ産業振興戦略を読んでいて気になった点をお伺いしたいと思います。

この中で、成長産業への攻めの取組ということで幾つか挙げていただいております。私がこれまで何度も議論させていただいている高度部材産業の強化ということでAMICの重要性を位置づけていただいております。また、特区が認められたライフイノベーションの推進も挙げていただいております。さらに、昨年12月議会でこの議場でも議論させていただいた木曾岬干拓地へのメガソーラー導入を含むクリーンエネルギーバレー構想の推進も記載をいただきました。

今日議論したいのは、次世代を見越した新エネルギー政策の取組として挙げていただいているスマートライフの促進による産業振興についてであります。

私たちは福島第一原発の事故を経験して、今後のエネルギー政策をどうしていくのかという国論を二分した課題に直面しております。この問題は恐らく、私たちの生き方、ライフスタイルを見詰め直し、大きく変革していくことになると思います。そんな中、そこには大きなチャンスもあるというふう

に捉え、本県では成長産業に位置づけ、スマートライフの促進による産業振興に取り組むことは非常に興味深く、期待したいと考えます。

そこでお伺いをしますが、このみえ産業振興戦略には、産業界を中心とした産学官で構成するスマートライフ推進協議会（仮称）を本年9月ごろには創設し、会員企業の専門家により部会を構成して、新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していくための活動を展開していきますと書かれております。今日は9月28日ですが、このスマートライフ推進協議会（仮称）の創設の見込みと、どのような推進体制で今後スマートライフの促進を図っていくと考えているのかお答えをください。

また、この成長産業の攻めの取組の中に、次世代型産業コンビナートの検討も挙げていただいております。四日市市のみならず本県経済を牽引してきた四日市のコンビナートは、これまでの石油化学から、まさにスマートライフを促進した転換が求められていると考えます。この項目だけ次世代型産業コンビナートの「推進」ではなく「検討」と書かれているのが少し腰が引けているような気がして気になるところでありますけれども、スマートライフの促進に関連して、この次世代型産業コンビナートの取組の考え方もお示しをいただきたいと思っております。

以上、御答弁をお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） スマートライフ推進協議会とバイオリファイナリーの話について2点答弁させていただきたいと思っております。

まず、スマートライフ推進協議会の件でありますけれども、我が国の強みを生かす成長分野として、政府の日本再生戦略では、2020年までに環境・エネルギー関連産業について、50兆円以上の新規市場、140万人の新規雇用を生み出すことを目標に掲げております。

本県の北勢地域は、高品質で高機能な部材を提供する化学産業などの高度部材産業と、自動車や電気・電子を中心とする加工組み立て産業が立地する、全国有数の産業集積地となっております。環境・エネルギー分野について見

ますと、リチウム二次電池用部材や燃料電池用部材などの製造メーカーと、これらを支えるものづくり中小企業など、多種多様な関連産業が集積しています。

こうした本県の強みを生かし、環境・エネルギー関連分野と安全・安心のまちづくりや地域活性化など地域の諸課題とを結びつけ、幸福実感の向上に資するライフスタイルへの転換を目指しつつ、全国規模で事業者のビジネスチャンスを生み出すため、産学官協創によるみえスマートライフ推進協議会を10月1日に発足することとしております。

この協議会において、寺島実郎氏を特別顧問に招き、私自身が会長となって市町とも連携し、三つの部会、まず一つ目は、環境・エネルギー関連産業の集積、育成を目的とするクリーンエネルギー推進部会、二つ目は、地域資源を生かした新エネルギーの導入促進を目的とした新エネルギー導入部会、三つ目は、その環境・エネルギー技術の活用による地域モデル検討部会、この三つを設けていきます。

そして、部会の下には、例えば、EVの軽自動車、EVバスの開発、それらを活用し渋滞の解消や商店街などの地域課題解決と結びつけて取り組む、かいてきまちづくりプロジェクト、あるいは太陽光システムについて、塩害対応型の架台を開発するプロジェクト、砂浜、沼地などの軟弱地盤や環境に配慮した道路ののり面へ設置するための架台や工法の開発を行う多用途化プロジェクト、これらと新エネにより蓄電した電動アシスト自転車の活用と結びつけた観光振興などを組み合わせて取り組むスマートアイランド構想などなど、防災対策、観光振興、健康、医療など、地域のニーズ、課題と環境・エネルギー技術を結びつけるテーマを地域のフィールドにおいてプロジェクト化し、社会的課題解決型の新たなビジネスモデルや社会モデルを発掘していき、新たなビジネスの創出を図ってまいります。

続きまして、バイオリファイナリーの件でありますけれども、ガソリン、軽油などの燃料や化学製品は、主に石油を原料に、石油化学コンビナートで製造されております。一方、バイオマスは、植物由来の資源を使ってエタノ

ールを抽出、製造して、それを原料にバイオ燃料やプラスチックなどの化学製品にかえます。このような技術や生産設備はバイオリファイナリーとされています。

例えば、米国やブラジルではトウモロコシやサトウキビなどの穀物を原料としたバイオエタノールの製造に力を入れ、米国ではガソリンに10%混合したE10、ブラジルではガソリンに20%混合したE20と呼ばれる燃料で自動車を走らせております。日本でもE3とって、3%までは混入できることとなっております。

資源の枯渇、燃料の高騰、地球温暖化が世界規模での課題となっている中で、米国では2022年までに先進型バイオ燃料を年間210億ガロン製造、供給するという目標を設定しており、米国エネルギー省はこの目標達成のためにバイオリファイナリーについて15プロジェクトを実施し、商業的規模での量産技術の早期確立に取り組んでおります。一方、我が国においても産学官が結集し、選択と集中して取り組むべき重要技術として、経済産業省技術戦略マップのエネルギー分野で、バイオリファイナリー、バイオ燃料製造を取り上げております。

このような取組は産業のパラダイムを大きく変えるポテンシャルを有すると認識しておりますし、単にバイオ燃料というだけでなく、バイオケミカル関連産業という新たな産業創生も期待されます。特に四日市コンビナートは、石油精製と石油化学産業の歴史的な基盤を持っており、技術、人材、ノウハウが豊富であるため、このバイオリファイナリーの取組を全国に先駆けて進めていける素地があると私も考えておりますし、有識者からもその可能性を指摘いただいているところであります。

今後、食用以外のバイオマスから、効率的、低コストなエタノールを生産することに成功したバイオリファイナリーの権威である京都大学の植田充美教授を技術顧問に迎え、四日市コンビナート企業や県内のバイオ関係企業を入れたバイオリファイナリー研究会を設立することとしています。

この研究会では、植田教授と共同で実用化技術開発を行っている三重大学

とも連携しながら、我が国の産業、国民生活のパラダイムを大きく転換する三重発のプロジェクトを検討してまいります。その際、障壁となる税制度、規制改革などの必要があった場合には、将来的には総合特区の活用も視野に入れながら国に対して提案しつつ、国家プロジェクト化を目指してまいります。

長くなりましたが、以上です。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 本当にいろいろと御答弁いただいて、非常に魅力的なお話もたくさんいただきましたが、この推進協議会は10月1日発足ということで、日本総合研究所の寺島実郎さんを特別顧問に迎えて三つの部会というお話でした。みえ産業振興戦略の策定の委員にも入っていただいて寺島さんのほうには御活躍もいただいておりますので、これからさらに期待をしたいと思っています。

もう1点、バイオリファイナリーということで次世代型コンビナートの項目のところについて御説明いただきました。私も非常に魅力的やなというふうに思っていて、これからやっぱり四日市市のコンビナートは、石油化学から構造改革特区で、それで一回目指しましたけれども、またさらに新たな展開ということで、このバイオリファイナリーということで展開いただくというのは非常にこれから魅力的だなというふうに思っています。大いに期待したいと思っています。

具体的に京都大学の教授を専門家として迎えて三重大学との連携ということですので、しっかりコンビナートの企業もそこへ入って一緒に取り組んでいただけたと思いますので、期待をしていきたいと思っています。

時間が大分なくなってきましたので、それでは、次に進ませていただきたいと思います。

次に、いじめの問題への対応についてお伺いいたします。

昨年10月に、滋賀県大津市でいじめを受けていた中学2年生の男子生徒が自殺をし、教育委員会、学校の対応を含めて大きな問題となっており、その

後も各地でいじめに関する事件が報道され、命を落とす子どもたちがいます。このような状況の中、本県においては8月28日に教育警察常任委員会が開催され、本県の平成23年度の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果概要発表と本県のいじめ問題に対する取組が説明されました。今議会でも何人かの議員がこのいじめの問題を取り上げています。

これまで説明いただいているのは、今後の取組として、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に向けて児童・生徒に対するアンケート調査を複数回実施することや、いじめや虐待事案を都度、学校や市町教育委員会から報告を求め支援する体制をつくることや、生徒指導者研修会や管理職研修会でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる具体的な事例を用いた実践的研修を行うこと、また、インターネット上の事案についても学校問題解決サポートチームを派遣し具体的な対応をすることなどが示されております。

本県のこれらの対応が示された後に、文部科学省では平野大臣が、これまでの文部科学省はいじめ問題で受け身の対応に終始した、子どもの命を守るために今後は国としても積極的な役割を果たすと述べられ、9月5日にいじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針を発表しました。

まず伺いますが、国のこの発表を受けて教育委員会として今後の取組方針で新たに検討をいただいていることがあればお答えをいただきたいと思えます。

私は、学校や教育委員会の役割の中でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は非常に大きいと感じています。私が平成21年度第1回定例会でこの問題を議論した当時は、スクールカウンセラーは88名で、小学校、中学校、高等学校、181校で活動いただいております。その後、県として努力をいただき、今議会の代表質問の日沖議員への答弁によると、本年度はスクールカウンセラーは106名で、小学校、中学校、高等学校、313校で活動いただいております。大幅に増やしていただいております。また、スクールソー

シャルワーカーは4名配置いただき、8月末現在で、小学校3校、中学校14校、高等学校5校で活動いただいているとのことでした。

国の取組方針でも、これらスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの充実は示されておりますが、今後、県としての具体的な取組方針を改めてお伺いしたいと思います。

また、国の取組方針の中で、出席停止制度の検証を10月中に行うとされており、出席停止制度の活用を図るため、その制度活用の問題点や出席停止期間中の児童・生徒に対する学習支援のあり方について教育委員会に対する調査を行い、検証するとなっています。東京都品川区ではいじめを繰り返す子どもへの出席停止制度を積極的に活用する方針を決めたと聞いておりますが、いじめに直面する学校現場では非常に難しい判断が求められるのではないかと感じます。

いじめの構造は非常に複雑な中、例えばいじめを繰り返す子どもがはっきりわかる状況というのは、原因がわかるものであり解決可能な事案であると考えられます。恐らく大多数の事案は、いじめの原因が複雑で簡単に判断できない場合や、被害者と加害者の判断が難しい場合や、子どもたちの問題だけでなくそれぞれの家族も含めた複雑な状況などがあり、原因がわからず対立しているケースなどでは出席停止にすれば余計に現場が混乱するといった場合も多くあるのではないかと考えます。

このいじめ問題への対応は、出席停止のみならず、あらゆる手段を講じて当たらなければいけないと感じますが、現場の苦悩が想像できる中、現場の校長や教師が堂々と対応し、しっかりとした権限のもとに積極的な行動がとれるような支援体制の構築が重要であると考えます。

そこで提案ですが、現場の校長や教師が身近に気軽に法律相談ができる体制を整える必要があるのではと考えますが、御所見をお聞かせください。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

○教育長（真伏秀樹） いじめ問題の対応で3点お尋ねがございましたので、順次お答えをいたしたいと思います。

まず一つ目は、国の概算要求を受け、県としてどのような対策をしていくかという部分、それと、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置の考え方かと思われまます。

いじめ問題の対策としまして9月5日、文部科学省から、いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針が示されたところでございます。その基本的な考え方は、学校、家庭、地域の連携、国、学校、教育委員会の連携、いじめの早期発見と適切な対応、それと、四つ目でございますけれども、学校と関係機関との連携という、この4点かというふうに理解をいたしております。

この取組方針を踏まえた国の概算要求の中には、いじめ問題を第三者的立場から調整・解決するために幅広い外部専門家を活用したいじめ問題等サポートチームの配置、それと、スクールカウンセラーの全中学校への配置、それから、スクールソーシャルワーカーの増員などが盛り込まれているところでございます。

こうした取組につきましては、既に本県のほうではいじめを早期に発見し適切に対応するという観点から、スクールカウンセラーの希望をいたします全中学校への配置、それと、スクールソーシャルワーカー、警察OB等によります生徒指導特別指導員の派遣、それから、また、これら専門家から成ります学校問題解決サポートチームによる支援という形で先進的な形での取組をしてきたところでございます。

こうしたことから、県の教育委員会といたしましては国の方針を十分踏まえて、さらにスクールカウンセラーの配置の拡大でございますとかスクールソーシャルワーカーの増員、それと、学校問題解決サポートチームのほうへ、例えば児童精神科医を加えるような形でその構成員の拡充を図るということで、学校のニーズに合った人的支援ができるよう、積極的な検討を今進めているところでございます。

それと、3点目のほうが、学校現場のほうのバックアップできるような対策ということで御提案をいただいた分でございますけれども、いじめ問題の解決に向けましては、学校と保護者が信頼関係を築き、情報を共有しながら

ともに取り組むことが大切であるというふうに考えております。しかし、学校と保護者がお互いに十分理解し合えないことで課題の解決に時間がかかったり、解決への適切な手順を見出すことができず解決がさらに困難になったりすることが間々ございます。教育委員会といたしましては、こうした場合に専門的見地から問題解決に向けて支援、助言を行います、先ほども申しましたけれども、学校問題解決サポートチームを、学校や市町教育委員会からの要請に応じて派遣し、支援に当たってきたところでございます。

このサポートチームは、平成23年度には15校、今年度現時点で6校に派遣をいたしまして、学校だけでは解決困難な課題に積極的に対応し、一定の実績を上げているものというふうに考えております。こうしたことから当面は、案件に応じて積極的に弁護士でございませうとか児童精神科医などの専門家を新たに加える形で学校問題解決サポートチームの拡充を進めていくという方向で検討いたしたいというふうに思っております。さらに、このサポートチームを教育委員会、学校現場の要請に応じて積極的に派遣をする中で、学校ですとか教職員の方のいじめ等の対応で過度の負担とならないようしっかりとサポート体制を築いていきたいなと思っております。

先ほど御提案のございました第三者的な調整機関というところでございませうけれども、私ども教育委員会のほうでも他の自治体で何県か置いているというのは理解をいたしております。いろいろ中身について検討させていただいておりますけれども、当初の目的は問題の解決ですとか当事者間の調整という形でその制度がスタートされましたけれども、実態的にはだんだん相談件数も少なくなってきたりとか、そういうことで、どちらかという相談機関という形の形態になってきているという話も聞いておりますので、この制度の運用についてはもう少し検討が要るのかなというふうに思っておりますので、当面は先ほど申し上げましたサポートチームをより拡充する中でしっかりと相談体制を築いていきたいというふうに考えております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、サポートチームを専門家の方に

入っていただいて、そういう事案があったときに行っていただいて解決をいただくというのは当然重要なのか、そういう支援もしていただきたいと思うんです。私が今回申し上げたのは、もちろんそれはそれで今までやっていただいている、これからもその人員もスタッフも強化してやっていただくというのはお願いしたいんですけど、事前というか、いじめとかの予防とかそういうことにもつながるのかなと思うんですけども、学校の現場で校長や教頭が気軽に相談ができる、教育委員会を通じてこういう事案が起こったからそれに対する専門家を派遣してくださいという手順をしっかり踏んで、その事案に対する解決という以前に気軽に相談できるような体制というのはあってもいいと思います。そういう窓口を設けておくというのも非常に重要かなというふうに思っていて、そういう意味での、今、そういうのを設けた事例でも活用案件がどんどん減っていているというような話もありましたが、相談がなければ、別にそれはそれでこしたことはないとか問題ないわけで、そういう気軽に相談できる窓口というのは設けていただいたほうがいいのではないかとこのように思っています。確かに市町の教育委員会での設置とか判断というものもあるかも知れませんが、やはり県として対応できるという部分も、今回の国の取組を受けてその予算の中で対応できる、いただける状況があるのではないかとこのように思っていて質問させていただいたんですけども、そういう気軽に、特に法律とか専門的なことについての気軽に相談できる場というのはやはり必要なんじゃないかと思いますが、もう一度ちょっと確認させてもらっていいですか、そのあたり。

○教育長（真伏秀樹） 先ほどサポートチームの話をしていただきましたけれども、当然その構成委員の中には弁護士も入ることもありますし、それから、スクールソーシャルワーカーなんかも入っています。それで、意外とスクールソーシャルワーカーのほうはいろんな相談業務と申しますか、福祉とつながりとか、親の相談に応じたりとか、いろんな形で現実には結構いろんな動きはしていただいていますので、そういう意味では、第三者的といえますか、気軽に相談していただける対象としては十分機能しているかなと

いうふうに思っていますので、その辺、特に市町からもスクールソーシャルワーカーに対する派遣の要請もたくさんございますので、その辺の拡充についても検討はしておりますので、当然そういう形でできるだけ市町からのほうから、本当に気軽にといいいますか、気楽に相談していただけるような体制を県の教育委員会としてもしっかりつくっていきたいなと思っております。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） スクールソーシャルワーカーを、今4名ですので、これを増やしていただく方向でということだろうと思っておりますので、その充実を図っていただいて対応いただけるということで、できるだけ学校の現場で、非常に難しい事案が多くある中で先生たちが堂々と対応ができるような、そういう体制というのはやっぱりつくっていく必要があるのかなと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

昨日、たまたまというか、私、小学校の授業をちょっと見学させてもらって、ちょうど私の地元の小学校で、教員の1年目と5年目と10年目の人たちが一緒に研修をするという、この間から県教育委員会で取り組んでいただいております非常にいい取組かなと思って期待をしておる取組の一つですけど、その現場を見させてもらって、声を聞いていても本当にこれはやっぱりいいという、ベテランの先生と初めて採用された方とが一緒に研修をして、授業をお互いが見たりしながらそこでまたいい方向を探っていくというので、その現場を見させていただきながら非常にいいなというのを感じさせてもらいました。

それとともに、そのときいじめの話も何人かの方とさせてもらっておったんですが、やっぱりスクールカウンセラーの方がその小学校も週1回来ていただいておって、子どもだけでなく親の相談にも乗っていただいたりとか、非常にそういうのがやっぱりありがたいと。ただ、できれば週1回ではなくてももう少し増やしてほしいという話は当然されておりましたし、あと、もう一つ思ったのが、図書館の司書の方とちょっと話をさせてもらったんですけれども、やはり図書館の役割というのも意外と、いじめだけでなく

ていろんな、図書館というのは本来の目的はいじめは関係ありませんけれども、非常に大きいということで、やっぱりそういうそれぞれの専門家の方々の役割というのはやっぱりあるんやなというのを感じさせてもらいました。

ですもので、当然、学校の先生は、教員は教えることのプロですし、子どもの子育てとかいろんな面にもかかわってやっていただいていますけれども、やっぱりそれぞれの分野のプロというのを場合によっては配置いただく、あるいは、気軽に相談ができ、そのノウハウを活用できるという体制をつくっていくというのは非常に重要なことというふうに昨日も感じさせていただきました。

そういう意味では、その研修を見させていただきながら、研修も非常に効果があるなというのを思いましたし、あと、そういう専門的な人をできるだけ配置ができる、そんな体制もこれから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーもこれから充実をいただくと、サポートチームも充実をいただくという御答弁でしたので、それが具体的に進んでいくように期待をしたいなというふうに思います。

それでは、次に、スーパー防犯灯、ミニスーパー防犯灯のところ、お伺いをしたいと思います。

本県では、警察庁の主導で平成16年からスーパー防犯灯を繁華街等に設置してきました。スーパー防犯灯は、正式名称は街頭緊急通報装置システムというらしいですが、緊急ボタンを押すと回転灯が回り、サイレンが鳴り、防犯カメラが録画を開始し、自動的に警察に通報できるシステムです。これは、四日市市の繁華街に19基設置いただき、当時、私は教育警察常任委員会に所属していて非常に大きな期待を感じたことを記憶をしています。その後、スーパー防犯灯と同様の機能があるミニスーパー防犯灯を本県独自で設置いただきました。桑名、四日市北、四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢の7地区で56基をこれまでに設置いただいています。

今年、オウム真理教の地下鉄サリン事件の特別手配犯の高橋容疑者が逮捕

されましたが、その際、報道で防犯カメラの映像が多く公開され、防犯カメラが犯人逮捕にこれだけ効果があるのかと感じたのは私だけではないのではないかと思います。もちろんプライバシーの問題等には最大限の配慮は必要ですが、体感治安の悪化を感じている人が増えている今日、人が集まる繁華街や児童公園、通学路などには、抑止力の効果も考えると防犯カメラを備えた防犯灯の必要性は高いと感じております。

しかしながら、調査をしましたところ、県内に設置したスーパー防犯灯、ミニスーパー防犯灯の合計75基のうち、半分以上に当たる38基が現在、使用停止中となっています。特に、桑名、四日市北、鈴鹿、津地区にそれぞれ8基ずつ設置したミニスーパー防犯灯は全てとまっております。確認しましたところ、故障した際の修理費に大きな費用がかかることや、もともとの維持管理費が高いことなど、財政状況が厳しい中で修理が間に合わず、このような状況になっているとのことでした。

また、通信機能を備えているためそのシステムの更新に多額の費用がかかるため、今後、これらスーパー防犯灯、ミニスーパー防犯灯の復旧見込みはなく、今後、稼働しているものも順次停止していくことになるようです。

これらスーパー防犯灯とミニスーパー防犯灯にこれまでに投入された予算を調べてみると、県費のみで、スーパー防犯灯には19基で5300万円、ミニスーパー防犯灯は56基で1億3500万円となり、合計約1億9000万円であります。また、この75基の年間の維持管理費は約1300万円かかっております。

当初の設置から8年が経過しており、その間、成果は当然あるものと思いますが、税金の使い道という視点で検証すると、修繕にかかる費用、システム更新にかかる費用、維持管理費等の見込みが最初の段階で甘かったのではと感じていますし、私自身も導入の段階で予算審議をし期待をしていただけに、議会のチェックが甘かったのではないかと少し反省をしております。

しかし、最初にお話ししたとおり、防犯カメラつきの防犯灯の必要性は強く感じることから、現在38基が停止しており、復旧の見込みはなく、今後順次停止していく状況は大きな問題と考えます。

そこでお尋ねしますが、当初の設置時の検証の甘さを踏まえ、今後この75基について警察としてどのように対応しようとしているのか、考え方をお聞かせください。

〔斉藤 実警察本部長登壇〕

○警察本部長（斉藤 実） お答えをいたします。

このスーパー防犯灯、ミニスーパー防犯灯は、複数の防犯灯を光回線等をつなぎまして、防犯カメラの映像を含めた通信機能をパソコンで制御しているものであります。これを常時稼働させていることで予想以上に劣化が早く進んだといったことで故障がちになっておりますが、その上に、制御をしているパソコンのOS、オペレーションシステムが製造中止になりまして、その補修に必要な部品が入手困難で修理ができないといった理由で、現在、約半数の防犯灯の運用を停止せざるを得ない状況でございます。

ただ、この防犯灯が地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な役割を負っているというのは私どもも認識をしておりますので、昨年度から、これの後継機といたしまして街頭緊急警報装置というのを開発いたしまして、四日市の日永地区並びに鈴鹿の白子地区に設置をしたところであります。

この街頭緊急警報装置といいますのは、基本的にはスーパー防犯灯と同様に、ボタンを押すと赤色回転灯が点灯し、サイレンを鳴らし、防犯カメラが周辺の映像を録画するというものであります。唯一通信機能を除いております。このことからオペレーションシステムが不要になりますし、故障にも強くなりますし、設置の工事費、維持管理費も低コストになるといったことが特徴でございます。

本年度、これを、現在スーパー防犯灯等が運用停止になっている桑名と四日市北地区のスーパー防犯灯にかえて設置する予定で今準備を進めておりますし、今後、他の地区のスーパー防犯灯につきましてもできる限り速やかにこの街頭緊急警報装置へ更新を進めていくように考えているところでございます。どうか御理解をいただければと思います。

以上でございます。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） そうしますと、ちょっと何点か確認なんですけど、この街頭緊急警報装置は、通信機能はないということですが、防犯カメラはついていて、それから、押すとサイレンが鳴ってという今お話でした。今開発して順次つけているという話で、もう少し、聞き漏らしかもわからないんですけども、今現在もうどこかついていて、これから新たに設置をしていく方向というお話だったかなと思いますが、現状をもう一度確認させてもらっていいですか。

○警察本部長（斉藤 実） この街頭緊急警報装置は昨年度から導入をいたしました。昨年、計20基を導入しました。それを10基ずつ、四日市の日永地区と鈴鹿の白子地区に導入したところであります。

本年度につきましては、桑名と四日市北地区に合計6基を、この街頭緊急警報装置を導入する予定であります。

[29番 稲垣昭義議員登壇]

○29番（稲垣昭義） そうすると、これにすることで、先ほど私、費用の話も少しさせてもらったんですけども、通信機能には多額のお金がかかるという今お話で、OSが新たに更新するのがもうそれが発売されていないということで、それはそのまま更新することはもう無理なのかなというのは理解しましたが、今後、当初私が言いましたように、例えば、前の防犯灯、あるいは、スーパー防犯灯、ミニスーパー防犯灯についても8年で、当時の予測を超えた劣化であったにしても県費として1億9000万円入れたものがもう使えなくなるということになるわけで、今回の街頭緊急警報装置にかえていった場合はどの程度のコストで、どの程度もつというか、10年見込めるのか20年見込めるのか、その耐用年数というか、そのあたりの見込みはどのようになっていますか。

○警察本部長（斉藤 実） まず、設置の費用でありますけど、これまで導入しておりましたミニスーパー防犯灯が1基当たり約250万円でありました。これに対しまして、今回の街頭緊急警報装置が約100万円ということになって

おります。

それから、維持管理費のほうが、これも1基当たりであります、従来のミニスーパー防犯灯が年間約20万円であったものに対してこちらが約7万円ぐらいと、相当なコストのカットが見込まれるところであります。

加えまして、今回のミニスーパー防犯灯の故障の最大の原因が、パソコンで幾つかの防犯灯をシステム管理している、制御していると。そのパソコンが故障してしまって、そのOSがないので修理できない。このパソコンをとめますとある地区の防犯灯全てが運用ができなくなるというところに最大の問題がございました。今回はそれぞれが一種のスタンドアロンですし、通信機能といった精密な通信機器も使っていないものですから、当然、故障にも強いだろうと思っております。10年か20年かと言われるとそこは数字をお示しすることはできませんが、今のものよりもはるかに故障には強いというふうに確信をいたしております。

以上でございます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 私も冒頭申し上げましたように、やっぱりそういう防犯カメラの必要性というのは、特に繁華街とか、子どもたちが集まる場所とか、そういうところにはやっぱり必要なんだろうなというふうに思っていますので、機械ですので当然壊れますし、新しく更新しなければいけないというのは当然のことですけれども、できるだけ、やっぱりこれも税金でやることですので効果的に対応ができるようなことでお願いできればなと思っています。

最後に確認なんです、いつまでに更新できるかという、これは予算との兼ね合いもあるんでしょうけれども、現在75基あるもののうち、今の話ですと桑名と四日市北のを6基ずつかえていただけのことです、どのぐらいの見込みで、これ、全部かえていくという多分方向なのかと、今の答弁だと感じたんですけれども、とまった状況が38基あるということがやっぱり非常に大きな問題だというふうに思っていますので、少なくとも今とまっているものについてはできるだけ早くかえていただかなければいけないと

と思いますが、そのあたりの見通しというのがもしあればお聞かせください。

○警察本部長（齊藤 実） 私どももできる限り速やかに、少なくとも停止中のものはかえていきたいと思っておりますので鋭意努力させていただきます。

〔29番 稲垣昭義議員登壇〕

○29番（稲垣昭義） 了解しました。

できるだけとまっている状況というのは早いところ解消していきたいと思っていますし、導入するに当たっては、何度も御指摘、先ほどからさせていただきますが、やっぱり費用と効果の面も含めて、税金を使うということのでこれからも考えながら進めていただければなというふうに思います。

いろいろと盛りだくさんの質疑をさせていただきましたが、冒頭知事からいろんな産業政策について、このみえ産業振興戦略ができて、これから本当に鈴木知事の本領発揮というか、最もこれから得意な分野というか、力を入れていく分野という部分が、これで骨子が固まったんだろうと思っていますので、今日もいろんなこれからの展開をお聞かせいただきました。非常に期待もしていますし、私どもも一緒になってまた取り組んで、そして、地域の活性化に努めていきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件あります。

杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。1番 下野幸助議員。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 議長のお許しを得ましたので、関連質問をさせていただきます。新政みえ、鈴鹿市選出の下野幸助です。

午前中の杉本熊野議員の一般質問でありました障がい者就業・生活支援センター、ナカポツセンターの強化についてというのがあったと思うんですけども、これに関連して、難病患者の就労支援について3点ほど、駆け足で

恐縮ではございますが質問させていただきたいと思います。

障がい者の雇用実態については今日、杉本議員からも何か所か、視察の現場等、紹介がございました。また、雇用率の話もあったと思うんですけども、私も一緒に同行させていただきましたけれども、実態としてはやはり、雇用率というよりは一人ひとりが職につくということが大切だということを本当に実感したところでございます。

さて、1年前ほどの平成23年9月20日に三重難病医療連絡協議会の会長の河原さんが鈴木知事宛てに就労支援の事業継続についてという要望書を提出されておるのですが、その趣旨をもう一度ここでちょっと紹介させていただきたいと思います。

三重県の難病患者のうち、特定疾患医療受給者の数は県内1万1641名、平成23年3月31日現在おり、年々数が増えてきており、受給者の約75%の方は障害者手帳を持っておりません。そのため、難病患者の多くは障がい者としての福祉制度やサービスの対象になれずにいます。

また、難病患者は生涯医療費を払い続け、通院交通費などの経済的負担に苦しむだけではなく、教育、就労、結婚など、社会的な生活面でも不利な状況に置かれていることが少なくありません。特に就労は生活に直結する問題であり、多くの難病患者が就労先を求めながらもなかなかそれを得られないのが現状です。加えて、東日本大震災の影響や円高の影響で多くの民間企業は難病患者を雇用する余裕を失っております。

現在、三重県難病相談支援センターでは、ふるさと雇用再生特別基金事業により専門の相談員を配置し、難病患者の就労支援を実施していますが、この特別支援事業は平成23年度で終了します。しかし、難病患者の就労に関する悩みが尽きるわけではありません。平成24年度以降も難病患者の就労支援を継続できるよう重ねてお願い申し上げますというような趣旨で、ちょっと長くなりましたけれども、要望をされております。

知事に一つだけ伺いたいのは、この要望書、1年たつわけですけども、この間で難病の方々に対する考え方、アクションの変化がありましたら、

御所見等を踏まえて教えていただきたいと思います。

○知事（鈴木英敬） その基金事業をどうしたかということであるとするならば、基金事業はこの3年間で終了をし、それぞれ3年間で22件、23件、23件の就労につながったというふうに思っておりますが、この事業の、最初、三重県難病医療連絡協議会の皆さんに委託する際にも時限的な委託事業であるということを御説明の上でしていたということでもあります。基金終了後は厳しい財政状況の中でありまして、そんな中でも就労関係機関との調整や就労パンフレットの作成などに要する経費を含め三重県難病相談支援センターの事業費を確保しまして、難病者の労働条件に合った就労支援が行えるように対応させていただいたところであります。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 今、知事、具体的な件数とか、就労実績、3年間で68件というお話がございましたけれども、事業費からすると約3年間で1650万円、年平均で550万円という予算がついていたのが、平成24年になると50万円程度になってしまったということで、お金のこともそうなんですけれども、平成21年から23年にかけては2人の雇用相談員、コーディネーターも兼ねた方がいらっやってそれなりに成果があったということなんです。今年度からはそれがなくなって非常に厳しい状況が続いているというふうになっておりますので、ぜひとも、このふるさと雇用の制度はなくなりましたが、それにかわるような手段も検討していただきたいというふうに思っております。

2点目が、今度は難病患者を雇う事業主様への助成金の話なんですけれども、厚生労働省のほうで難病患者雇用開発助成金というのがございまして、実はこれを使うと中小企業で最大約135万円の基金が受けられるということになっておりますけれども、実は、一番最初に1万2000人ほど難病患者がいて手帳を持っていない人が9000人ぐらいいらっやる。その中で、大体お伺いすると、働きたくても働けない家事の労働、家の中で家事労働者が3000人ほどいらっやるということなんですけれども、一方で、難病患者雇用開発

助成金を受け取った実際の数というのが平成23年度はたった3人しかいないという状況でして、これは要望なんですけれども、この難病患者雇用開発助成金に関するぜひとも県としてのPRを積極的に行っていただきたいというふうに思っております。

それから、3点目にナカポツセンターのお話なんですけれども、今日午前中に杉本議員からもお話がありましたけれども、この強化について、障がい者のみならず難病者の方にも就労支援のほうを含めて考えていただきたいと思っておりますけれども、午前中、関係部長のほうから農業と福祉も踏まえて結合したプロジェクトというお話もありましたので、そこのところに関しましてぜひ難病者の方々も踏まえて検討していただきたいと思っておりますけれども、この点だけ、踏まえて考えていただくということに関して御答弁いただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

○健康福祉部医療対策局長（細野 浩） 障がい者就業・生活支援センターにつきましては、障害者手帳の有無にかかわらず難病者を含めて障がいのある方々の就労支援をしておるということでございますので、これまでのふるさと雇用で3年間培ってきましたこともあり、ハローワークとかそのセンターとの関係も連携も培ってきたということもありますので、こうした関係機関との連携によりまして就業支援のほうを推進していこうということで、県としましてもPR等も含めて進めたいというふうに思っております。

以上です。

〔1番 下野幸助議員登壇〕

○1番（下野幸助） 就労実績が平成21年からずっと20件以上続いていますので、これが絶え間なく増加傾向に進めていただくようにぜひともお願いをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で関連質問を終わらせていただきます。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 次に、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。18番 中村欣一郎議員。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） 自民みらい、鳥羽市選出の中村欣一郎でございます。

私も、杉本議員の三重県避難所運営マニュアル策定指針に関連いたしまして、災害時要援護者の避難支援には、大容量ではなくても、少量でも安定した非常用電源の確保が不可欠ではないかとの観点から質問をさせていただきます。

初めに、県内の学校の太陽光発電の設置数の状況ですけれども、平成23年度では、高校で74校中24校、小・中学校では536校中64校に太陽光パネルが設置をされていると聞いております。非常時には避難所になるこういった学校施設にこれだけの数が、太陽光パネルが設置されているということで当初心強い設備だなというふうに思っておったんですけれども、私も勘違いをしております、太陽光発電はふだんはその学校で使っていて余剰分を売電しておりますけれども、災害時に一旦停電になった場合にはそのままそこで使えないということを去年の大震災を機に、私、知りました。まさかそんな設備だとは、それだけの機能しかないとは思っておらなかったものですから、その後またちょっと調べてみましたところ、先ほどのパネルが設置されている学校の中でも、一部だけは停電してもその場で電気を取り出せる学校が幾つかあるということはわかりました。

例えば、高校でいうと24校中5校、小・中学校では64校中わずか1校しかないんですね。その1校も行政が設置したものではなくて、企業の寄附で設置されたものだというふうにお聞きをいたしました。避難所のそういった設備の充実は市町の責務だとは思いますが、早急に県のほうがイニシアチブをとって、そういった既存の太陽光パネルの設置された学校を、自立型の発電機能を持たせることが私は必要ではないかなというふうに思います。そのことを提案させていただきたいと思います。

自立運転機能を持たせるには、その機能を持ったパワーコンディショナーをつけて、そしてまた、蓄電池も設置しないといけないというふうに言われておりますけれども、非常にこのことに対して意識の高い豊橋市にお聞きをしましたところ、大体1校当たりそのコンディショナーと蓄電池で210万円

くらいかなというふうにおっしゃっておいりました。このことについて、いかがでしょうか。

答弁のほうは、そもそもの趣旨は、平成20年、21年ごろにスクールニューディールであるとかグリーンニューディールの関係の補助金で設置されたので雇用経済部にも関係もありますし、設置場所の学校ということからいくと教育長のほうにもお聞きもしたいんですけども、今回の質問の目的は避難所の非常用電源についてということですので、防災対策部長のほうにお聞きをしたいと思います。

○防災対策部長（稲垣 司） 災害発生時の電源確保の重要性というのはもう十分認識しておるつもりでございます。それは防災行政無線の使用でも実感しましたし、もちろん避難所運営でも絶対要るのは間違いございません。そうした意味で、私どもも避難所の運営に関しまして、避難所において緊急に必要な資機材整備という観点から、現在も地域減災力強化推進補助金におきまして非常用発電機や投光器の整備に補助をしておりますけれども、それは、私どもの所管は学校を除く避難所ということでございます。それにつきましては、平成23年度で11市町で11件補助しておりますし、24年度におきましても13市町で13件既に要望が出ており、今後補助をしまいる予定でございます。

また、学校におきましては教育委員会において、同様に非常用発電器や投光器の整備を補助する新規事業を設けて現在整備を進めていただいております。一方、文部科学省におきましても新規の補助制度を創設し、太陽光発電等設備につきまして学校への整備を進めていくというふう聞いてございます。

議員御提案の学校施設の太陽光発電装置に自立運転機能を付加するということに関しましても、推進すべき事業のプライオリティーも勘案しながら教育委員会と連携をとりながら整備について検討するとともに、市町に対しても働きかけを行ってまいりたいと、考えております。

〔18番 中村欣一郎議員登壇〕

○18番（中村欣一郎） この地域に予想されています災害は皆さんも御存じのことと思いますけれども、東日本大震災に比べまして非常に復旧までの期間が長期にわたるといことが予想されているのは皆さんと同じだと思います。そんな中で、従来のようなエンジン型の発電機を備えているところはたくさんありますけれども、燃料が底をつくのを気にしながら動かしていかなければいけないという心細さといいますか、医療関係に使う電源であれば恐怖心、そういったことを拭い去るためにも、とにかく太陽さえ出ていれば使えて、わずかな1500ワットくらいのことしか私は想定しておりませんが、常時使えて、昼間に蓄電した分は夜中の照明とか情報収集の機器には使えるということを考えると、非常に今のままの使い方をしていただけでは宝の持ち腐れかなというふうに思いますので、防災対策部と教育委員会と、もちろん市町のほうにも一緒になって連携をしていただいて、より一層の防災対策、避難所運営について充実を図っていただきますようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（舟橋裕幸） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明29日から10月14日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明29日から10月14日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

10月15日は、定刻より本会議を開きます。

散

会

○副議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時18分散会